

官報

号外

令和三年二月一日

○第二百四回 衆議院会議録 第六号

令和三年二月一日(月曜日)

午後五時 本会議

○本日の会議に付した案件

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
議員辞職の件

午後五時三十二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○武部新君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長
の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 武部新君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長木原誠二君。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木原誠二君登壇〕

○木原誠二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活や国民経済への影響を緩和するため、新型インフルエンザ等蔓延防止等重点措置を創設するほか、新型インフルエンザ等の影響を受けた事業者や医療機関等への支援措置を講ずるとともに、入院措置等に応じない場合及び積極的疫学調査に応じない場合の罰則の創設等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る一月二十九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、直ちに本委員会に付託されました。

本委員会においては、同日、西村国務大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人から意見を聴取いたしました。さらに、本日、厚生労働委員会との連合審査会を開会し、質疑を終局いたしました。

質疑終了後、本案に対し、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、公明党及び日本維新の会・無所属の会の共同提案により、緊急事態宣言時及び蔓延防止等重点措置時の命令に違反した場合における過料の額を引き下げるとともに、入院措置等及び積極的疫学調査に係る罰則を、刑事罰から行政罰に修正すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。塩川鉄也君。

〔塩川鉄也君登壇〕

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、新型コロナウイルス感染症対応の特別措置法等改正案に反対の討論を行います。(拍手)

今、新型コロナウイルスの感染拡大を抑止するために必要なことは、罰則導入ではありません。事業規模に応じた補償、政府、自治体からの要請で不利益を被る個人への補償など、正当な補償を明記する法改正です。政府がなすべきは、コロナ感染者の不安をなくし、過酷な医療現場を改めるため、公衆衛生、医療提供体制の整備に全力を注ぐことです。

本案の最大の問題は、コロナ感染者や、コロナ対策で営業が困難になる、仕事を失う、収入が落ち込むなど不利益を被る国民を犯罪者扱いし、責任を国民に転嫁して、国が行うべき補償を免れようとする罰則の問題であります。

重大なのは、入院措置や積極的疫学調査の拒否に罰則を導入する点です。政府案に対し、刑事罰撤回の修正が行われましたが、罰則を科して強要することに違いありません。

また、入院したくてもできず、自宅で亡くなる事態を放置したまま、自宅療養を位置づけ、これを求めています。

さらに、医療が逼迫する中で必死に地域医療を支えている医療機関に対し、減収補填を行わず、ベッド増床の協力勧告に応じなければ公表の制裁を加える規定まで盛り込んでいます。

罰則導入が、いかに感染抑止に逆行し、重大な困難をもたらすか、この短い審議の中でも明らかになりました。

公衆衛生の専門家の参考人は、罰則があることで、水面下に潜ってしまう行動を誘発する可能性を指摘。さらに、罰則の導入で保健所には事件の

通告義務が生じ、業務が追加となるため、今の保健所では業務的にもたないと言及。感染症法に關して、罰則は一切踏みとどまるべきだと強調しています。

罰則導入は、国民の不安、差別を助長させ、保健所業務に支障を来し、国民の協力を得にくくし、感染コントロールを困難にするものです。絶対に認められません。

私の質問に対し、政府は、入院拒否で感染拡大した科学的証左も示さず、入院措置の事例すらつかんでいませんでした。

菅総理は、罰則導入について、保健所を所管する都道府県知事からは全国知事会として要望があったと述べ、厚生科学審議会感染症部会からはおおむね了承が得られたと答弁しました。

しかし、保健所から知事に対し要望を上げてくれとは言っていないという発言がその審議会の議論中であつたのです。そして、審議会で十八人のうち十一人が反対、懸念、慎重論を表明していました。にもかかわらず本案を提出したことは、到底許せません。

本案は、こんなにも矛盾に満ちています。多くの関係者が反対している声を無視して押し通すなど、断じて許されません。罰則、制裁措置の導入は全面撤回すべきであります。

特措法は、現行においても、緊急事態の要件や私権制限の内容が曖昧で、その恣意的運用が問題となってきました。

これを放置したまま本案で持ち込まれた蔓延防止等重点措置は、更に問題を拡大するものです。政府、都道府県の判断で、罰則つきで私権制限を国民に押しつけ、事業者への要請事項など肝腎な中身は政令で定めるとし、国会の関与も法定していません。政府や自治体の裁量が大きく、更に恣意的な運用が懸念されるものであり、認められません。

特措法の対象を拡大し、政府が決めれば法改正なしに今後新たに発生する感染症にこの枠組みが

使えるようにしていることも問題です。

特措法は私権制限を伴うものであり、国民の権利利益を救済する措置が不可欠です。私権制限がもたらす人権侵害に対する救済措置や、経済的措置に対する補償の法定化を欠いたままの法改正は許されません。

また、検疫法に自宅待機を位置づけていますが、これは、感染症の病原体が国内に侵入することを防止することを目的とする検疫における水際対策に穴を空けるものであり、反対です。

以上、討論を終わります。(拍手)
○議長(大島理森君) 平将明君。

(平将明君登壇)
○平将明君 自由民主党の平将明です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論いたします。(拍手)

まずは、今回の新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に心から哀悼の意を表します。

また、現在治療、療養中の皆様の一日も早い御回復を心よりお祈り申し上げます。

今回の法改正に賛成する理由は、第一に、これまでの経験、知見を踏まえて、特措法における感染症対策の枠組みを強化し、新型コロナウイルス等緊急事態に至る前から一定の強制力を伴う措置が可能となるようにする必要があると考えるためです。

この点、私権の制約とのバランスが重要となりますが、今回の改正法では、この措置を実施するに当たって専門家の意見を聞くこととしているほか、地域や業種等を絞って措置を講ずることとしており、私権の制約は低く抑えつつも、緊急事態措置が必要な蔓延状況に陥ることを防止しようとするものとなっています。

その上で、第二に、影響を受けた事業者や医療機関等への支援についても、それらの一定の強制力を伴う措置との両輪として、法制化する必要が

あると考えるためです。

この点についても、今回の改正案では、国や自治体は事業者等を支援するための必要な措置を行うこととしており、政府からは、審議においても、規定の趣旨や与野党の合意に基づく附帯決議を十分に踏まえながら対応していく旨の答弁がありました。

第三に、感染者や医療従事者、その家族等への差別はあつてはならないことです。

法改正では、こうした方々に対する差別的取扱いなどの実態把握や啓発活動等を行うことを国や自治体の責務としており、悪質な偏見や差別の撲滅に向けた確かな一歩となるものと考えています。

また、第四に、感染症法に基づく対策の実効性を高め、より確実な取組を推進することにより、現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一日も早く収束させ、また、次なる拡大の波を起さないようにする必要があると考えるためです。

この点、今回の改正案においては、これまで得られた様々な知見や経験を法制度に反映し、入院や宿泊療養等の措置の実効性の確保、国と地方自治体の間の情報連携や役割、権限の強化等を講ずることとされており、こうした措置により、感染の早期収束につなげていくことができると考えています。

また、今回、入院する医療機関から逃げた場合や積極的疫学調査への回答拒否をした場合などに罰則を科することとされています。

この点、私権制約の観点からいえば、当然、慎重な運用が求められますが、政府からは、審議において、患者の人権に配慮をして適切な運用を図っていく旨の答弁がありました。

感染症対策の実効性を高めるために、今回の罰則は必要最小限の措置としてやむを得ないものと考えていますが、責任ある与党として、実際の運用についてもしっかりと注視をしていく必要があると考えております。

以上、本法案に賛成する理由を述べました。

今回の法律案は、その検討の段階から政府・与野党連絡協議会で各党の御意見をお伺いし、御意見をできるだけ取り入れて提出された経緯があります。また、法律案の審議に先立って、与野党で真摯な協議を積み重ね、修正の合意に至り、それを踏まえて法律案とするなど、現下の感染状況の下で、異例の対応を経て現在の案となっているものです。

議員各位の御賛同を賜りますことを強くお願い申し上げます。私の賛成討論といたします。(拍手)
○議長(大島理森君) 浅野哲君。

(浅野哲君登壇)
○浅野哲君 国民民主党・無所属クラブの浅野哲です。(拍手)

新型コロナウイルス感染症で亡くなりになられた方々に哀悼の誠をささげるとともに、療養中の皆様にお見舞いを申し上げ、医療従事者の皆様、その他エッセンシャルワーカーの皆様には、心からの敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス等対策特措法等改正案について、私は反対の立場から討論をいたします。

緊急事態宣言が延長された場合、多くの事業者は時短営業等に協力する意思があります。しかし、先行きが見通しにくい中で、更なる借入れを行える事業者は多くありません。法律の実効性を高めるためにも、事業者が受けた影響に応じた支援に踏み込むべきです。

私たち国民民主党は、持続化給付金、家賃支援給付金の再給付及び損失補填的な内容への見直しを求めています。アメリカが行っているバイチェック・プロテクション・プログラムのような返済免除特約付きの融資制度の創設なども必要だと考えております。国際通貨基金、IMFも、各国政府に対して追加的な財政出動を求める意思を表明しています。今、踏ん張るべきは事業者だけではありません。国の決断こそ求められています。

蔓延防止等重点措置は、制度全体を複雑化させています。国民は、緊急事態宣言の発出を目安に日常の行動を切り替えてきました。国民の理解と協力を得るためにも、簡素な制度を維持し、緊急事態措置の機動的かつ柔軟な運用を進めていくべきだと考えます。

蔓延防止等重点措置は、罰則規定によつて国民や事業者の社会活動を著しく制限するものです。それにもかかわらず、国民の代表たる国会の関与は法律上規定されておらず、民主性を欠いていいます。対象者が少ないからとか機動的な対応が求められるからという理由では、国会の関与を不要とする理由としては不十分です。国民の理解と協力を得るためにも国会への説明義務を法律の中に明記するべきであり、それなくして罰則による私権制限はあり得ません。

この法律の目的は、経済活動の抑制ではなく、あくまでも感染拡大防止です。多くの事業者が既に一年近く辛抱している中、営業を継続する際の正当な理由の具体的中身が今に至つて検討中というのでは、政府の誠意が国民に伝わりません。この法律は、成立後一月もせずに施行されることとなつております。詳細を政令で定めるにしても、条文上に何らかの指針を示す責任があるのではないのでしょうか。緊急性の高い案件であるからこそ、予見可能性があり、経済界の理解が得られる内容を提案すべきだったと考えます。

現在、特に深刻なのは、コロナ不況によつて失業率が高まつてきていることです。雇用調整助成金の活用を産業界に対してより強く求めていくことはもちろんのこと、失業者が増加しているサービス業を始め、仕事を失つた方々がほかの業界で就労を継続できるように、雇用の弾力的な運用を政府として支援することを求めます。

コロナが感染拡大を続けている要因の一つに、無症状感染者の把握が難しい点が挙げられます。今後の第四波を封じ込める戦略の中では、十分な支援を前提とした活動制限の徹底と抗原検査キット

トなどを用いたスクリーニング検査など、集中的な感染ポテンシャル低減が重要であると考えております。医療機関の負担に配慮しつつ、検査体制の強化に向けた検討をお願い申し上げます。

最後に、この法改正は、罰則を新たに導入するなど、私権制限を創設する重要な法改正にもかかわらず、衆議院における審議が実質一日というのは国会審議の在り方として本来全く不十分であり、実効性のある中身とするためにも、今後も随時見直しを重ねていくことを期待申し上げます、私の発言を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
○議長(大島理森君) 白石洋一君。
○白石洋一君登壇
○白石洋一君 立憲民主党の白石洋一です。私は、立憲民主党・無所属を代表し、政府提出の新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律案及び我が党など提出の修正案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

新型コロナウイルスの感染拡大によつて亡くなられた方々に哀悼の意を表し、御遺族の方々に心からお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスと戦う医療・介護従事者、社会機能維持者の方々、そして、困難に耐えながら、感染拡大を防ぐ生活に協力されている全ての方々に、心から敬意を表したいと思います。

本題に入る前に、政府・与党が起こした上塗りの不祥事について触れないわけにはいきません。先週発覚した松本純国会対策委員長代理の銀座飲食に、田野瀬太道文科副大臣と大塚高司議院運営委員会理事が同席していたのです。

コロナ禍での銀座連れ会食というおきて破りも大問題ですが、それ以上に、本会食が発覚してから一週間も、御三方そろつてマスコミに対し事実を否定し続けた、すなわち、口裏を合わせてうそをつき通していたことは、国民に対する最大の裏切りではないでしょうか。国民の皆さんは、真剣に自粛をされています。

菅政権は、コロナ対策、危機管理を後手後手にし、国民に批判されていますが、まだ懲りていないのでしょうか。国対委員長代理といえは党の要職、議運理事は院の要職、副大臣は政府の要職、まさに、政府・与党一体で国民をだまそうとしていたことは、万死に値します。

政府・与党の責任者である菅総理が、この一大不祥事の事実究明に関し、明日の議院運営委員会です定されている緊急事態宣言延期報告において、きつちりと説明していただくことを強く要請いたします。

本題に入ります。感染拡大への対応は、まず早く、強く行うべきです。いわゆるハンマーが必要ですが、これまで政府の対応は遅く、そして、総理としての政府対応への説明は不足しています。

感染者の数は昨年十一月から急増しており、第三波は始まっています。それに対し、私たち野党は、十二月二日、都道府県による緊急事態宣言の要請、国、地方の連携強化、知事の立入検査、国負担の給付金、医療検査体制の強化、海外からの入国制限などの法案を出しました。

しかし、与党・政府は、私たちの法案を審議せず、十二月五日に国会を閉じてしまい、ようやく一月十八日に開会し、本法案の審議にたどり着きました。

本来の順番は、私たちの法案を成立させてから、緊急事態宣言を出すべきです。今の法案は、衆議院を通過しても、それから参議院の審議を経、成立したとしても、施行までにまだ時間がかかります。

小出しの対応と言われても仕方がありません。今回の政府原案提出の前に、政府、与野党の連絡会議が開催され、野党の意見も踏まえられたことは評価します。

協議の段階で、野党案にあった、臨時の医療施設の開設、宿泊療養、自宅療養に関する規定、国と地方自治体の連携が盛り込まれました。さらに、当初は努力義務規定だった事業者や地方公共団体への財政上の措置、支援措置が義務規定となったこと、間接的に影響を受けた事業者への支援、差別の防止に関する国や地方の責務が盛り込まれることになったことは前進です。

しかし、政府原案は大きな問題を含んだままであります。それは、初めに刑事罰ありきの枠組みでした。野党が提出した法案には罰則は入れておらず、正当な補償を図るための法案でした。私権制限は最小限であるべきで、我が党は、本来、過料の導入すら慎重であるべきとの考えであり、刑事罰の導入は罪刑均衡の観点から明らかに重過ぎます。

感染症法の前文にも、過去にハンセン病などの感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として、患者等の人権を尊重しつつ、医療など総合的な施策の推進を図るべきことが表明されています。

与野党の交渉の結果、以下の大きな四つの点で罰則に関する修正に至りました。

第一に、入院を拒否した人を対象とした刑事罰の一年以下の懲役又は百万円以下の罰金を削除し、行政罰の五十万円以下の過料に変更。

第二に、保健所などによる積極的疫学調査を拒否した人に対する五十万円以下の罰金を三十万円以下の過料に変更。

第三に、緊急事態宣言下での営業時間の短縮命令などを拒否した事業者への過料額を五十万円以下から三十万円以下に減額。

第四に、蔓延防止等重点措置下で拒否した事業

者への過料額を三十万円以下から二十万円以下に減額です。

このように、刑事罰は全て撤回されることになりました。衆参共に与党が絶対的多数を占める国会で野党の要求に沿った修正が実現したことは、一定の評価ができますし、これからの国会運営上も有意義です。ただ、今回のような修正協議は、法案提出だけでなく、国会での議論に応じて法案審議中にも行われるべきであることは付言しておきます。

本改正案は、依然として課題を残していることは申し上げなければなりません。

まず、入院を拒否した者への対応です。

刑事罰はもちろん、行政罰にせよ、入院を拒む感染者に対し、どのように保健所職員が執行するかなど運用上の課題や、感染者への差別を助長しかねない人権上の懸念を考えると、事実上、粘り強く説得するしか方法はないのではないのでしょうか。それは現状と同じです。

一方、デメリットとして、罰則があることにより、無症状の人は検査を受けることや陽性結果を通知することを避けてしまう例が少なからず増えしてしまうのではないのでしょうか。

政府が罰則を入れる理由として掲げる、知事が直面する課題のより大きなものは、むしろ入院したくてもできない感染者をどうするかであり、まず、その課題にこそ政府は真正面から取り組むべきです。

次に、営業時間の短縮命令についてです。

その実効性確保は、罰則の前に、要請に見合う補償を政府が実行することが必須です。政府が時短や休業をお願いする以上、政府は事業規模に応じた正当な補償を行う責務があると考えます。

緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置による自粛による売上げ低下は、対象地域だけでなく、全国の離れた地方にまで及んでいることを考えれば、地理的にも業種的にも広範囲な営業への補償を約し、そのための制度の実行を急いでいただくよう

要請いたします。持続化給付金の制度枠組み、システムをそのまま利用し、給付条件を変えて行うことができると思います。

一月十九日に十三道県知事が出した緊急提言でも、緊急事態宣言発令地域に限らず、不要不急の外出や移動の自粛により直接的な影響を受けた全国各地の事業者に加え、間接的に影響を受けた事業者も一時金の対象とすることを求めています。是非、御検討をお願いいたします。

また、行政罰の適用には極めて抑制的な対応、蔓延防止等重点措置発令の際には実体ある国会報告と客観的基準の明確化、さらに、差別禁止や自殺対策の徹底、水際対策の迅速で厳格な実施、ワクチンの安全かつ迅速な接種、医療機関の減収補填、医療機関間や広域の調整に努めるよう求めます。

今後の参議院での審議も生かし、コロナ禍から国民の命と暮らしを守りつつ収束するように今般の法律が運用されることを期待いたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 濱村進君。

(濱村進君登壇)

○濱村進君 公明党の濱村進でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論いたします。(拍手)

冒頭、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々と御遺族の方々にお悔やみを申し上げます。

また、感染されて闘病中の方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

今、現に、感染するリスクと向き合いながら、社会生活に必要な不可欠な仕事に就かれている皆様に心から敬意を表しますとともに、感染拡大防止に御協力くださっている国民の皆様には感謝を申し上げます。

政府は、批判にさらされても、特措法等の改正

を決断いたしました。

少なくとも昨年末の段階においては、特措法等の改正は、感染収束後にしっかりとした対策の検証を得て行う予定と考慮しておられました。対策に強制力を持たせることについては、昨年の臨時国会の段階では、専門家の間でも意見が分かれる状況であったわけでありました。しかし、その後の感染拡大の中で、全国知事会を始めとする現場からの要望等が行われて、与野党での議論もあり、法案を提出することを決断したものであります。

そもそも、落ち着いた環境の中で議論できなかったことはありません。しかしながら、今回は、感染拡大する中でありながらも、目的である、これ以上の感染拡大を食い止めて医療崩壊を起さないため、改正することを決めたわけでありました。私は、この特措法等を改正する決断をしたことは極めて重要であり、評価いたします。

政府におかれては、法改正の目的である感染拡大防止と医療逼迫の解消にこれまで以上に取り組まれることをお願い申し上げます。

今回の特措法等の改正に当たり、立法院としての役割は、いわば相反する二つの目標を実現することでありました。一つは感染拡大を収束させること、もう一つは国民の権利利益を守ることです。

新型コロナウイルスが感染拡大している中において、どの程度であれば国民の権利利益が制約されることに理解が得られるのか、十分な配慮が必要で、そのような中で、野党の協力を得て、修正協議を行い、合意することができたわけでありました。ここに、立法院としての一定の役割を果たせたのではないかと考えます。

今回の法改正で、新型コロナウイルス等対策特別措置法においては、新型コロナウイルス等緊急事態において、現行法で可能であった要請、指示だけではなく、要請、命令ができるようになりました。

ただし、本来であれば、緊急事態宣言の発令は

抜かずの刀であることが理想であります。よって、緊急事態に至らない段階での感染拡大防止のための措置を講じるため、蔓延防止等重点措置を新設することとしております。

蔓延防止等重点措置については、期間、区域、業態を絞った措置を機動的に実施することで、集中的な対策により地域ごとに感染を抑え込むことができるよう、知事からの要請等の実効性を高めることを目的としております。

ここで重要なのは、緊急事態措置と蔓延防止等重点措置の差であります。

緊急事態措置では、施設使用の制限、停止、催物開催の制限、停止ができますが、蔓延防止等重点措置ではできません。できるのは営業時間の変更要請であり、いわゆる休業要請はできないとしております。過料についても、それぞれ三十万円以下と二十万円以下と、差があります。また、緊急事態措置の場合だけ、特定物資の収用や臨時の医療施設の開設のための土地等の使用を同意なく可能とすることとなっております。

法案審査の中、それぞれの措置で十分に段階的な差がついていることが確認できました。

蔓延防止等重点措置における要請を実効性あるものとするには、事業者や地方公共団体への支援が鍵となります。

支援については、影響を受けた事業者を支援することについて義務化しております。影響を受けた事業者の範囲を川上から川下まで幅広く設定し、支援することが、実効性の向上につながると考えます。

政府におかれては、影響を受けた事業者を柔軟に捉えて支援することで、要請を実効性のあるものとし、感染拡大の収束を実現し、国民の生命と生活を守るよう、強く要求するものであります。

続いて、感染症法、検疫法等の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症を感染症法等に適用できるよう定義づけし、宿泊療養、自宅療養の法的根拠を示すほか、国や地方自治体間におけ

る情報連携の改善、役割、権限の強化等も措置する中で、医療関係者、医療機関への協力要請も明示的になり、評価いたします。

その上で、与野党の修正協議により、入院措置の罰則については、刑事罰の一年以下の懲役又は百万円以下の罰金から行政罰の五十万円以下の過料に修正となり、積極的疫学調査の罰則については、刑事罰の五十万円以下の罰金から行政罰の三十万円以下の過料となりました。

入院勧告、措置の罰則については、入院したくても病床に空きがなく入院等調整中の方は、当然、罰則の対象外です。悪意を伴うような新型コロナウイルスを拡散するという行為として入院中に逃げたり、正当な理由なく入院しなかったりする場合に限られることとなっております。

積極的疫学調査の罰則については、保健所の保健師等の皆様の業務負担を取り除くことを一つの目的としなければなりません。

刑事罰の罰金から行政罰の過料に変わりましたが、いずれの場合であっても、一定の抑止効果が働く点では変わらないと考えます。

もとより信頼関係の構築を大前提として保健師の質問、調査が行われていることを考えますと、信頼関係の構築が困難な相手の場合に抑止効果が発現され、保健師の負担が軽減されることを期待いたします。

なお、与野党の修正協議に伴い、積極的疫学調査の質問、調査に応じない場合において、質問、調査に応じよう命令できることとしつつ、その命令は、必要最小限度のものとし、原則、書面通知を伴うこととしており、それでもなお正当な理由なく答弁をしなかった等の場合に限り三十万円以下の過料としたことも評価するものであります。

以上、本改正案に賛成する理由を申し述べ、私の賛成討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 青山雅幸君。

(青山雅幸君登壇)

○青山雅幸君 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸です。

私は、会派を代表し、特措法、感染症法等改正案について、賛成討論をいたします。(拍手)

今、政治に問われていること、それは、既成概念や様々な思惑にとらわれることなく、この新型コロナウイルスとの戦いを国民にとって最善の結果に導きだしていくことでもあります。

そのためには、この戦いの本質を理解し、固定的な視点からだけではなく、全方位からの検討を加え、全ての方面に目配りをした様々な対策を実行しなければなりません。その観点から、従前の法制あるいは政府の対策ですっぱり抜け落ちていたのが、医療体制の充実です。

この戦いの主要な柱は、医療システムを維持するという点。そのためには、当然、医療体制の拡充が図られる必要もありますし、法整備もなされなければなりません。

日本維新の会では、新型コロナウイルス対策に対する提言第七弾において、特措法に医療機関に対するコロナ患者の受入れや医療従事者の派遣といった要請や命令規定の新設を政府に提言していたところですが、今回、不十分ながらも、感染症法において、医療関係者に対する協力への勧告が定められ、その実効性を持たせるための公表規定が設けられるとともに、我が会派の提言を受けて、医療関係者に医療機関が含まれることを法律レベルで明記することとなったことは、一歩前進として評価し得るところです。

また、私たちは、知事の権限を強化する観点から、緊急事態宣言の発令要件の見直しを求めるとともに、それがかなわない場合には、緊急事態宣言の発令前から知事に必要な権限を付与すべきと訴えてきたところ、そうした我が党の提言を受けて、蔓延防止等重点措置が創設されたことも、評価しているところです。

一方、国民の権利制限に対しては正当な補償をとる観点からは、緊急事態宣言における施設の制限、停止等の要請、命令について、その違反について過料という行政罰でもって強制するにもかかわらず、その措置によって事業者が被る損害に対しては補償ではなく支援にとどまるとした点は、憲法二十九条三項に照らしても極めて問題と言わざるを得ません。

政府は、特措法制定時において、事業に伴う内在的制約の範囲内であるから許されるとの考えを取っていたので、今回それが当てはまるとの立場のようですが、冬季に限定された流行が想定される新型コロナウイルスには当てはまらなかったとしても、季節に関係ない流行、しかも収束まで二年を要するとの見込みすらある新型コロナウイルスについては、必ずしも当てはまるものではありません。

法の文言にとらわれることなく、一律支援を超える損失があった事業者に対しては、事後的審査に基づき正当な補償がなされることを強く要望いたします。

日本維新の会・無所属の会は、政治的利害得失や既得権益を始めとする種々の制約にとらわれることなく、自由な議論に基づいて国民のための政策実現を目指すことをお誓いし、以上をもって賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

ただいまから十分後に採決いたしますので、しばらくお待ちください。

○議長(大島理森君) 新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

議員辞職の件

○議長(大島理森君) 今一日、議員遠山清彦君から、今般、一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしました御許可願いたし旨の辞表が提出されております。

辞 職 願

今般 一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしました御許可願います。

令和三年二月一日

衆議院議員 遠山 清彦
衆議院議長 大島 理森殿

○議長(大島理森君) これにつきお諮りいたします。遠山清彦君の辞職を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、辞職を許可することに決まりました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十五分散会

出席国務大臣

国 務 大 臣 西村 康稔君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る一月二十九日、内閣から、議員あきもと司君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

(報告書受領)

一、去る一月二十九日、内閣を経由して総務大臣武田良太君から、次の報告書を受領した。
地方税法第七百五十八条第二項の規定に基づく地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

(見込額書受領)

一、去る一月二十九日、内閣から次の見込額書を受領した。
地方交付税法第七条の規定に基づく令和三年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書

(財務書類受領)

一、去る一月二十九日、内閣から次の財務書類を受領した。
特別会計に関する法律第十九条第二項の規定による令和元年度特別会計財務書類

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る一月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

宮崎 政久君	井出 庸生君
塩川 鉄也君	宮本 徹君
井出 庸生君	宮崎 政久君
宮本 徹君	塩川 鉄也君

厚生労働委員

辞任

補欠

安藤 高夫君	上杉謙太郎君
上杉謙太郎君	安藤 高夫君

(議案提出)

一、去る一月二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る一月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

内閣委員会 付託

(議案撤回)

一、去る一月二十九日、次の議案は委員会において撤回を許可した。
低所得であるひとり親世帯に対する緊急の支援に関する法律案(長妻昭君外八名提出、第二十三回国会衆法第三号)

(議案撤回通知)

一、去る一月二十九日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。
低所得であるひとり親世帯に対する緊急の支援に関する法律案(長妻昭君外八名提出、第二十三回国会衆法第三号)

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一月二十九日いずれもこれを承認した。
国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、内閣の重要政策に関する事項
- 二、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する事項
- 三、栄典及び公式制度に関する事項
- 四、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

五、国民生活の安定及び向上に関する事項

六、警察に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和三年一月二十九日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣委員長 木原 誠二

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和三年一月二十九日

厚生労働委員長 とかしきなおみ
衆議院議長 大島 理森殿

(質問書提出)

一、去る一月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

AIを活用した結婚支援の取組みを含む地域少子化対策重点推進交付金の活用等に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

政党交付金使途等報告書のオンライン提出等に関する質問主意書(丸山穂高君提出)

ヤジ禁止に関する質問主意書(松原仁君提出)

(答弁書受領)

一、去る一月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員今井雅人君提出核兵器禁止条約への日本の参加に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出緊急事態宣言下における営業制限に伴う事業者補償と新型コロナウイルス感染症拡大で厳しい影響を受けている事業者への給付支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出政権による事実と異なる答弁(いわゆる虚偽答弁)及び「答えを差し控える」・「答える立場にない」など政権による説明拒否発言が連発されていることに関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出濃厚接触者の調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出「勝負の三週間」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出カーボンニュートラルに矛盾する容量市場に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出福島県沖の洋上風力発電が不採算に終わったことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出一人につき十万円の特別定額給付金を再給付することに関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮川伸君提出新型コロナウィルス変異株の水際対策とPCR検査の徹底に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁君提出アビガンの承認に関する質問に対する答弁書

令和三年一月十八日提出
質 問 第 一 号

核兵器禁止条約への日本の参加に関する質問
主意書

提出者 今井 雅人

核兵器禁止条約への日本の参加に関する質問
問主意書

核兵器禁止条約は核兵器の開発や保有、使用などを全面的に禁止している。同条約は令和二年十月二十四日に批准国数が発効に必要な五十に達し、令和三年一月二十二日に発効することとなった。同条約について、菅義偉内閣総理大臣は、令和二年十月三十日の参議院本会議において次のような答弁をしている。

「我が国は、唯一戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取組をリードする使命を有しており、核兵器禁止条約が目指す核廃絶というゴールは共有しています。一方で、核兵器のない世界を実現するためには、核兵器国を巻き込んで核軍縮を進めていくことが不可欠です。しかし、現状では、同条約は米国を含む核兵器国の支持が得られていません。さらに、カナダ、ドイツなど多くの非核兵器国からも支持を得られていません。我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、抑止力の維持強化を含めて、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に、現実的に核軍縮を前進される道筋を追求していくことが適切であると考えます。こうした我が国の立場に照らし、同条約に署名する考えはありませんが、我が国としては、引き続き、

立場の異なる国々の橋渡しに努め、核軍縮の進展に向けた国際的な議論に積極的に貢献していく考えであります。」

これらのことを踏まえ、以下質問する。

一 米国の「核の傘」に頼る国の中でも、同条約に肯定的な動きが出てきている。ベルギーは令和二年十月、中道左派の新政権が条約が多国間の核軍縮にどのような弾みをつけるのかを検討する」と肯定的な立場を示したとされる(毎日新聞、令和二年十月二十六日)。核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取組をリードする使命を有しているとする日本は、このような変化がある中でも、同条約に参加しないのか。

二 現段階では同条約に参加しないとしても、核兵器禁止条約が目指す核廃絶というゴールを共有しているのであれば、同条約参加への障壁となっている課題が解決されれば参加できると考えられる。同条約に参加するために解決しなければならない課題は何か。また、その課題を解決するための具体的取組として、何を行うのか。

三 核兵器禁止条約では、発効後一年以内に第一回の締結国会議が、その後は原則二年ごとに締結国会議が招集されることとなっている。核軍縮の進展に向けた国際的な議論に積極的に貢献していくとする日本は、同条約に参加しないとしても、締結国会議にオブザーバーとして参加することをしないのか。

内閣衆質二〇四第一号
令和三年一月二十九日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員今井雅人君提出核兵器禁止条約への日本の参加に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員今井雅人君提出核兵器禁止条約への日本の参加に関する質問に対する答弁書
書

一から三までについて

我が国は、核兵器禁止条約が掲げる核兵器廃絶という目標は共有している。一方、同条約は、その交渉に当たりいずれの核兵器国等の参加も得られず、また、現実の国際社会における安全保障の観点を踏まえて作成されたものといえないことから、核兵器国のみならず、核の脅威にさらされている非核兵器国からも支持を得られていない。現実の国際社会においては、いまだ核戦力を含む大規模な軍事力が存在しており、そのような厳しい安全保障環境の下で我が国として安全保障に万全を期するためには、核を含む米国の抑止力に依存することが必要である。我が国としては、核兵器のない世界の実現に向けて、核兵器の非人道性と安全保障の二つの観点を考慮しながら、現実的かつ実践的な核軍縮のための措置を着実に積み上げていくことが重要であると考えている。

こうした我が国の立場に照らし、同条約に署名する考えはなく、また、御指摘の「締結国会議にオブザーバーとして参加することについては、慎重に見極める必要があると考えている。」

我が国としては、核軍縮の進展のため、我が国が平成六年以降毎年国連総会に提出し、採択されている核兵器廃絶決議に係る取組や我が国と核軍縮・不拡散に対する志を共有する国が構成する「軍縮・不拡散イニシアティブ」における取組等を引き続き行っていきたい。

令和三年一月十八日提出
質 問 第 二 号

緊急事態宣言下における営業制限に伴う事業者補償と新型コロナウィルス感染拡大で厳しい影響を受けている事業者への給付支援に関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

緊急事態宣言下における営業制限に伴う事業者補償と新型コロナウィルス感染拡大で厳しい影響を受けている事業者への給付支援に関する質問主意書

イタリア政府では、二〇二〇年十月に移動自粛や営業時間短縮などの社会・経済活動に一部制限を設けた。その際に、飲食業界団体のイタリアライセンス業連盟(FIPE)は、「政府が発表した措置は、飲食業の企業にさらに二十七億ユーロの負担を強いることになる」ともし適切な経済的支援が同時に伴わなければ、既に危機的状況にある産業にさらなる一撃を加えることになる」とのコメントを発表し、特に影響の大きい飲食業への支援措置の必要性を訴えた。結果としてイタリア政府は、企業救済措置を含む新たな経済対策を発表し、営業の制限を受ける事業者向けの給付金として企業・個人事業主などに對して、最大十五万ユーロ(二〇二〇年の実績値 一ユーロ百二十一・八円で計算すると日本円換算で約千八百二十七万円)の給付金による緊急支援を講じた。

またドイツ政府では、二〇二〇年十一月から再導入された部分的都市封鎖により、一時閉鎖を求められた企業・公的機関、自営業者を対象に最大四百万ユーロ(二〇二〇年の実績値 一ユーロ百二十一・八円で計算すると日本円換算で約四億八千七百二十万円)の給付金による支援を実施した。この緊急支援は、事業者との取引により間接的な影響を受ける事業者やグループ企業も申請の対象となる。

政府としては、これらの支援策についてどのような考察を行っているのか、答弁を差し控えることなく、明瞭明快にご所見をお答え頂きたい。

二 イタリアやドイツの事例は、東京都などの緊急事態宣言の対象地域が行っている「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」に相当するものであるが、桁違いの支援が行われている。自治体の財政状況ではできないことに限界があり、最大でも百八十六万円という規模の支援金では事業の存続が難しくなる事業者が続発することが容易に想像できる。また日本政府は、飲食店取引先等に最大四十万円の一時金を支給すると発表した。こちらも十分な支援だとはとても言えない。

こうした現状を鑑みて、政府として飲食店並びに飲食店取引先など緊急事態宣言で影響を特に強く受ける事業者に対して、事業が存続できる適切な規模での支援金を給付して頂くことが必要であると考え、支援金の更なる拡充を行って頂きたいと考えるが、如何か。政府の見解を伺いたい。

三 緊急事態宣言を受けて、様々な業種の事業者における経営状況が厳しい状況に陥っている。こうした中、ドイツ政府は、日本の「持続化給付金」・「家賃支援給付金」に相当する中小企業や自営業者向けの「給付型つなぎ資金(Corona Uberbrückungsgeld)」の支給を行っている。

給付型つなぎ資金は、二〇二〇年七月から始まり、第一弾は、月額最大支給額五万ユーロで最大三ヶ月の十五万ユーロ(二〇二〇年度の実績値 一ユーロ百二十一・八円で計算すると日本円換算で約千八百二十七万円)の支給であった。第二弾は、月額最大支給額五万ユーロで最大四ヶ月の二十万ユーロ(二〇二〇年度の実績値 一ユーロ百二十一・八円で計算すると日本円換算で約二千四百三十六万円)となつてい

る。さらに、第三弾では大幅に増額され、月額最大支給額五十万ユーロで最大六ヶ月の三百万ユーロ(二〇二〇年度の実績値 一ユーロ百二十一・八〇円で計算すると日本円換算で約三億六千五百四十万円)支給される。

日本においても新型コロナウイルスの感染拡大で様々な業種の事業者が厳しい影響を受けている状況は、火を見るよりも明らかであると考え、二の二十五日以降のさらなる延長を行って頂きたいと考えるが如何か。また現状「持続化給付金」の給付額が法人最大二百万円、個人事業主・フリーランス最大百万円となっており、「家賃支援給付金」の給付額は法人最大六百万円、個人事業主・フリーランス最大三百万円となつてはいるが、先手先手でこの金額を増額した上で、第二弾の給付策を講じて頂きたいと考えるが如何か。政府の見解を伺いたい。

内閣衆質二〇四第二号

令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中谷一馬君提出緊急事態宣言下における営業制限に伴う事業者補償と新型コロナウイルス感染拡大で厳しい影響を受けている事業者への給付支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中谷一馬君提出緊急事態宣言下における営業制限に伴う事業者補償と新型コロナウイルス感染拡大で厳しい影響を受けている事業者への給付支援に関する質問に対する答弁書

一について
御指摘のイタリア及びドイツの支援策につい

ては、それぞれの国における新型コロナウイルス感染症の拡大、それに伴う社会経済活動の制限措置等の影響を踏まえて、事業者を支援するために講じられたものと承知している。

二について

御指摘の「事業が存続できる適切な規模での支援金」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条第一項の規定に基づき令和三年一月七日に発出した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。))を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の交付限度額の算定において、対象者に給付する一日当たりの協力金等の金額の上限を、同項第二号に掲げる区域については六万円に引き上げるとともに、緊急事態宣言に伴う飲食店の営業時間の制限等による影響を受けて売上げが減少した中小事業者等に対し、一時金を支給することとしているところであり、引き続き、事業と雇用を支えるため、都道府県等と連携して、緊急事態宣言により経営に影響を受ける事業者に対する重点的・効果的な支援に万全を期してまいりたい。

三について

持続化給付金及び家賃支援給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい状況にある事業者に対し、必要な支援が行き渡るように努めているところである。今後の事業者への支援については、令和二年十二月八日に閣議決定した「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等を踏まえて、必要な対策を講じていくこととしている。

令和三年一月十八日提出
質問 第三号

政権による事実と異なる答弁(いわゆる虚偽答弁)及び「答えを差し控える」・「答える立場にない」など政権による説明拒否発言が連発されていることに関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

政権による事実と異なる答弁(いわゆる虚偽答弁)及び「答えを差し控える」・「答える立場にない」など政権による説明拒否発言が連発されていることに関する質問主意書
第二〇三回国会質問第八一〇「政権による事実と異なる答弁(いわゆる虚偽答弁)に関する質問主意書」(以下「先の実問主意書」という。))にて、二〇一七年二月十五日から二〇一八年七月二十二日までの衆議院及び参議院の国会質疑において、森友学園への国有地売却をめぐる財務省の公文書改ざん問題についての財務大臣や政府参考人等の答弁で、財務省が二〇一八年六月にまとめた「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」と、会計検査院が同月に参議院予算委員会に提出した中間的な報告に照らして、これらの内容と異なる答弁は、衆議院調査局の調査によれば、計百三十九回あったことであるが、政府としてはどのような受け止めているのか伺いたい。と問うたところ、これに対する答弁書(内閣衆質二〇三八一第一号。以下「答弁書」という。))において、「お尋ねについては、令和二年十一月二十五日の記者会見において、加藤内閣官房長官が、御指摘の答弁回数については、立憲民主党・市民クラブから衆議院調査局に依頼があり、平成三十年の八月に衆議院調査局において発表された結果と承知をしております。応接録の取扱いなどについて、国会への対応として不適切な対応だったと言わざるを得ず、これは大変遺憾であると考えております。また、一連の問題行

為については財務省において平成三十年六月に調査結果を公表し、関与した職員に対し厳正な処分が行われたものと承知しておりますが、いずれにしても、今後、行政においてこうした国民の疑惑を招くような事態は二度と起こさないことが必要であり、公文書管理法に基づく文書管理の徹底を図っていきたいというふうに考えております。また、国会の対応においては、政府としては正に真摯に答弁するよう引き続き努めていきたいと考えております。」と述べたとおりである。」とのことであつたので、以下関連して質問する。

1 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)においては、「行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的」としており、このような考え方の下、同法第二条第四項に規定する行政文書については、同法等の規定に基づき、適切に整理し、及び保存されなければならないにもかかわらず、先般の公文書改ざん問題が起つてゐる。

行政機関において、行政文書は、現に利用された後、一定の期間保存され、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、国立公文書館等へ移管して永久保存されるか、廃棄されるかが判断される。しかし、行政文書は、政策決定の根拠となる資料から、時の政権の意向が大きく反映された文書まで、いづれも非常に重要な文書であり、かつ国民からの信頼性を確保するという観点からすれば、できる限り廃棄せず、いつでも情報公開できるようにしておくべきものであると考える。すなわち、保存期間をいたずらに短くして満了後直ちに廃棄するという考え方自体を改める必要

があると考えるが、如何か。政府の見解を伺いたい。

2 デジタル技術が進み、一般的に紙の文書を容易に電子データ化することが可能となり、かつ電子化コストが安価になった現代において、文書を電子データで保存することは当たり前のこととなっている。電子データで保存することにより、文書の管理コストが飛躍的に下がり、必要な文書を検索する利便性も向上し、文書の改ざん防止性も高まることから、行政文書の作成・取得から移管までの処理は、100%デジタルで完結させることを前提として、処理のフローや要件定義を設計した上で、全ての行政文書を電子データとして永久保存とすべきと考えるが、如何か。政府の見解を伺いたい。

二 先の質問主意書にて、「二〇二〇年十一月二十四日に報告された衆議院調査局の調査に基づき確認したところ、安倍晋三前首相周辺が「桜を見る会」の前夜祭をめぐり費用の一部を補填したと認めた」と報道されている問題を含め、安倍晋三前首相は二〇一九・二〇二〇年の国会で、「明細書はない」「後援会としての収入、支出は一切ない」「事務所側が補填した事実も全くない」など事実と異なると考えられる答弁を少なくとも三十三回(後に百十八回)と判明しているが、政府としては事実をどのように受け止めているのか、菅義偉内閣の所見を伺いたい。」と問うたところ、答弁書において、「御指摘の二桜を見る会」の前夜祭に関するお尋ねは、安倍前内閣総理大臣個人の政治活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。」とのことであつたので、以下関連して質問する。

1 本質問は、政府の最高責任者である首相が少なくとも百十八回も国会で事実と違う答弁(いわゆる虚偽答弁)を行った事実を踏まえた質問であるが、首相が国会で行った答弁に対して「政府としてお答えする立場にない」と

した詳細な理由と、その根拠について伺いたい。

2 政府の最高責任者である首相が百十八回も国会で事実と違う答弁(いわゆる虚偽答弁)を行ったことについて、安倍晋三前首相個人の政治活動に関するものであり、政府は同答弁の内容について何ら責任を負わないと考えているのか、所見を伺いたい。

3 二〇二一年一月十日、菅義偉首相は、NHK(日本放送協会)の番組において、「桜を見る会」前夜祭をめぐり安倍晋三前首相の説明責任に関して、「できる限りの説明はされた。」と述べた。

その一方で、安倍晋三前首相は、「桜を見る会」前夜祭をめぐり疑惑に「捜査の結果が出次第、誠意をもつて答えたい。国会にも誠実に対応したい」と答えていたが、現在においても開催経費の内訳を示す明細書や領収書は安倍事務所による費用補填の原資に係る詳細な説明も避けている状態が続いているが、菅義偉首相は何をもって「できる限りの説明はされた。」と考えているのか、所見を伺いたい。

三 先の質問主意書にて、「菅義偉首相は官房長官の当時、二〇一九年十一月二十一日に開催された参議院内閣委員会において、「桜を見る会」の前夜祭をめぐり、ニューオータニ等の宴会場で、立食形式のパーティーを催す場合の費用は、一人一万円程度はかかると指摘されていたにもかかわらず、安倍晋三前首相事務所が参加者から五千円しか徴収していなかったことの妥当性を問われ、「ホテル側が設定した価格である(中略)柔軟な設定をして行う」ということは私にはあり得ると思ひます」「二十五万円でできないと言っていますけど、(中略)決め打ちはやめていただきたい」と答弁しているが、今でもニューオータニ等の宴会場で立食形式のパーティーを催す場合の費用は一人五千円で開催できると考

えているのか、所見を伺いたい。」と問うたところ、答弁書において、「お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、令和元年十一月二十一日の参議院内閣委員会において、菅内閣官房長官(当時)は、「ホテルニューオータニで五千円でできないと言っていますけど、現に昨日の新聞報道で、民主党の国会議員の方が四千幾らでやったんじゃないでしょうか。たしか同じように八百人の規模だつたと思います。まず、決め打ちはやめていただきたいというふうに思います。サービス内容においてホテル側が設定した価格であると承知しています。そして、その入口で領収書を発行してお金を受け取る、そしてそこにホテルの側の人もいたということじゃないですか。そして、その全てをホテル側に支払をした。そしてまた、宿泊者の人たちは直接旅行社に費用として振り込んでおりますから、そうしたことについて、当然、ある意味では柔軟な設定をして行うということは私はあり得ると思います。」と述べているところである。」との答弁を頂いたが、これは要するに、菅義偉首相は、ホテルニューオータニの宴会場で柔軟な価格設定をして立食形式のパーティーを催す場合の費用を一人五千円で開催できることが今でもあり得ると考えているという理解でよいのか、答弁内容が非常にわかりにくいので、「はい」か「いいえ」で質問に関する見解を明確にして頂いた上で、その詳細について所見を伺いたい。

四 先の質問主意書にて、「二〇一九年十一月四日の毎日新聞の報道によれば、第二次安倍内閣が発足した二〇一二年十二月から二〇一九年十一月の報道までの間で、閣僚の引責辞任や疑惑報道など不祥事が起こる度に安倍晋三前首相から「責任は私に」といった言い回しの発言が四十九回に渡って国会で繰り返されたとのことであるが、特段何かの責任を取ることもなく、安倍晋三前首相は辞任した。責任とは、大辞林によれば、「自分がかわつた事柄や行為から生じ

た結果に対して負う義務や償い。」とされている。また大辞泉によれば「自分のした事の結果について責めを負うこと。特に、失敗や損失による責めを負うこと。」とされており、一般的にこうした解釈であると認識をしているが、菅義偉政権においては、「責任」という言葉をどのように解釈され、発言されているのか、政府の見解を伺いたい。」と問うたところ、答弁書において、「責任」という語は、一般に、御指摘の辞書に記載されたような意味で用いられているものと承知しているが、様々な文脈で用いられていることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。」とのことであつたので、以下関連して質問する。

1 「責任」とは、大辞泉によれば「自分のした事の結果について責めを負うこと。特に、失敗や損失による責めを負うこと。」とされ、一般的にこうした解釈であると認識をしており、「責任」という語は当然様々な文脈で用いられるが、菅義偉政権においては、「責任」という語の解釈が状況によつて変わり、国語的に明確な定義をせずに発言されているという理解でよいのか、政府の所見を伺いたい。

2 安倍晋三前首相の後援会が主催した「桜を見る会」前夜祭の費用について、安倍晋三前首相の公設第一秘書(当時)が東京地検特捜部の事情聴取に対し、費用の一部を補填したことを認めた上で、補填した分は政治資金収支報告書に記載しなければならぬとわかつていたと供述しているとの報道されている問題を含め、二〇二〇年十一月二十五日に開催された参議院予算委員会において、菅義偉首相は、自身の国会答弁について、「事実が違った場合は、それは当然私にもこの責任、答弁した責任は私があります」と答弁しているが、この答弁における「責任」という語はどのような解釈され、発言されているのか、所見

を伺いたい。

五 先の質問主意書にて、「安倍晋三前首相の後援会が主催した「桜を見る会」前夜祭の費用について、安倍晋三前首相の公設第一秘書が東京地検特捜部の事情聴取に対し、費用の一部を補填したことを認めた上で、補填した分は政治資金収支報告書に記載しなければならぬとわかつていたと供述しているとの報道されている問題を含め、二〇二〇年十一月二十五日に開催された参議院予算委員会において、菅首相は、自身の国会答弁について、「事実が違った場合は、それは当然私にもこの責任、答弁した責任は私があります」と答弁しているが、費用の補填が事実であつた場合にどのように責任を取るお考えであるのか、所見を伺いたい。」と問うたところ、答弁書では、「お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。」とのことであつたので、以下関連して質問する。

1 「お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。」とのことであるが、仮定の質問への返答は、議論のルールとして禁止されているわけではなく、論理的におかしいわけでも、回答不能であるわけでもないと考え、なぜ仮定の質問に答えられないのか、その具体的かつ論理的な根拠及び合理的な理由について政府の見解を伺いたい。

2 費用の補填は「仮定の質問」ではなく、安倍晋三前首相の公設第一秘書(当時)が政治資金規正法違反(不記載)により略式起訴されて罰金刑を科せられたことから、裁判所により認定された事実となつたが、これを踏まえて菅義偉政権としてどのように責任を取るお考えであるのか、所見を伺いたい。

3 立命館大学の桜井啓太准教授が国会での説明拒否について国会会議録検索システムの検

索語に「答えを控え」「答えについて差し控え」など類似の十六パターンを入力し、一九七〇年から二〇二〇年まで一年ごとに件数を調査したところ、一九七〇年は七回だったが、ピークの二〇一八年は五百八十回と八十倍以上、首相や閣僚らが国会で「お答えを控える」などと発言し、説明を避ける場面が第二次安倍晋三政権が本格スタートした二〇一三年以降、顕著に増加していることが判明した。

この傾向は、菅義偉首相も同様の姿勢を引き継がれており、共同通信社の配信記事によれば、二〇二〇年十二月五日に開会した臨時国会では、菅義偉首相が衆参の予算委員会、日本学術会議の会員任命拒否と「桜を見る会」の問題について「答えを差し控える」「答える立場にない」といった答弁を連発し、六十七回にも上つたことが明らかになった。

安倍晋三政権及び菅義偉政権が、「答えを差し控える」「答える立場にない」という答弁を連発し説明することを避ける答弁を多用しているのは、具体的にどういった理由に基づくものであるのか、類型化した上で、政府の所見を伺いたい。

4 答弁書においても、「お答えする立場にない」「お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされているが、このような答弁が乱発されることにより、国会においては具体的な根拠や理由を掲げた上で主権者たる国民に説明するという政府の当たり前の役割を全く果たしていない上に、憲法第二十一条で保障されている国民の知る権利を不当に侵害することとなり、日本国憲法の下で成熟した民主主義国家としては極めて大きな問題であると考え、国会に対する説明責任を果たすべく、今後、閣僚や官僚における国会答弁において「お答えする立場にない」「お答えすることとは差し控えたい。」など、合理的な理由もな

く説明を拒否する言葉の多用を自粛すべきと考えるが如何か。政府の所見を伺いたい。
右質問する。

内閣衆質二〇四第三号
令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中谷一馬君提出政権による事実と異なる答弁(いわゆる虚偽答弁)及び「答えを差し控える」「答える立場にない」など政権による説明拒否発言が連発されていることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中谷一馬君提出政権による事実と異なる答弁(いわゆる虚偽答弁)及び「答えを差し控える」「答える立場にない」など政権による説明拒否発言が連発されていることに関する質問に対する答弁書

一 の一について

お尋ねの「保存期間をいたすに短くして満了後直ちに廃棄するという考え方」の意味するところが必ずしも明らかではないが、行政文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)及び公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号)に基づき、行政文書の管理に関するガイドライン(平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定)を踏まえ、それぞれの行政機関の長が設ける行政文書の管理に関する定めにおいて定められており、各行政機関において当該定めに従って適切に行政文書の管理を行っているところである。

一 の二について
政府においては、行政文書の電子的管理を推進しているところであるが、お尋ねの「全ての行政文書を電子データとして永久保存する」こ

とについては、行政文書の体系的な管理や効率的な行政運営の観点から、慎重な検討が必要であると考えている。

二の1及び2について

質問主意書に対する答弁は、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十五条第二項の規定に基づき、内閣としてお答えするものであるが、先の答弁書(令和二年十二月十一日内閣衆質二〇三第八一号、以下「前回答弁書」という。)四について述べたとおり、御指摘の「桜を見る会」の前夜祭に関するお尋ねは、安倍前内閣総理大臣個人の政治活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

二の3について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、安倍前内閣総理大臣は、令和二年十二月二十五日に衆議院議院運営委員会及び参議院議院運営委員会において、内閣総理大臣として行った答弁についての説明とお並びをしたものと承知している。

三について

お尋ねの内容については、前回答弁書六についてでお答えしたとおりである。

四及び五の2について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「責任」という語については、前回答弁書七についてでお答えしたとおりである。なお、令和三年一月十八日の衆議院本会議及び参議院本会議において、菅内閣総理大臣は「先の国会における「桜を見る会」前夜の夕食会に関する私の答弁の中に、事実と異なるものがあつたことについて、大変申し訳なく、改めてお詫び申し上げます。」と述べているところである。

五の1、3及び4について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、内閣総理大臣その他の国務大臣は国会において誠実に答弁する責任を負っており、また、国政調査権は憲法第六十二条に規定されている国会

の権能であり、それが適正に行使され、国会の国政調査活動が十分その目的を達成できるように政府の立場から許される最大限の協力をすべきものであるが、議院において答弁を求められた事項について、合理的な理由がある場合には、答弁を差し控える旨の答弁をすることも許容されるものと考えている。また、国会法第七十五条第一項の規定に基づき転送された質問主意書に対し、内閣は、答弁書を提出するか口頭で答弁しなければならぬこととされているが、質問の内容によっては、政府として答弁を差し控える旨の答弁をすることに合理的な理由がある場合があり、そのような場合には、答弁を差し控える旨の答弁をすることも許容されるものと考えている。

令和三年一月十九日提出
質問 第四号

濃厚接触者の調査に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

濃厚接触者の調査に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症の患者(確定例)等に対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)(以下、感染症法という。)第十五条を根拠に積極的疫学調査を保健所が実施していると承知しているがその実施状況について問う。

一 積極的疫学調査の根拠法は感染症法で間違いないか。他に根拠となる法令はあるか。

二 積極的疫学調査を神奈川県は全例行えなくなったと一月十三日の神奈川県新聞などで報道されているが、事実関係は如何か。また同様に調査対象を絞った都道府県は神奈川県以外の存在するか。政府の把握するところを問う。

三 一月十三日付け神奈川県新聞の記事によると神奈川県が「医療機関や高齢者施設といった感染や重症化リスクの高い対象への調査に重点を置

く」との指針を示したのに対し、厚生労働大臣は「国としてもそうした方向性で進めていく」と同意したとある。事実関係は如何か。

四

神奈川県で積極的疫学調査を行わない症例があるならば、感染症法第十五条第二項に基づき厚生労働大臣は同省職員に質問させ、又は必要な調査をさせるのか。調査をしないのであれば厚生労働大臣は、現下の新型コロナウイルス感染症が「感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めない」ということか。それとも上記の必要性を認めるものの調査をしないのであればその理由を問う。

右質問する。

内閣衆質二〇四第四号
令和三年一月二十九日

衆議院議長 大島 理森殿 義偉

衆議院議員岡本充功君提出濃厚接触者の調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岡本充功君提出濃厚接触者の調査に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「積極的疫学調査」については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)第十五条(感染症法第六十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長又は厚生労働大臣が実施するものである。

二及び三について

お尋ねについては、神奈川県において、令和三年一月八日に「積極的疫学調査」の重点化について徹底することとした旨の報道発表が行

われたものと承知している。また、政府としては、「積極的疫学調査における優先度について」(令和二年十一月二十日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症に関する保健所体制の整備と感染拡大期における優先度を踏まえた保健所業務の実施について」(令和三年一月八日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等により、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)に対して、「積極的疫学調査」について地域の感染状況に応じて柔軟に重点化を検討すること」等を依頼しているところであり、神奈川県をはじめとする都道府県等においては、これらを踏まえた適切な対応が行われているものと考えている。

四について

お尋ねについては、現時点では、二及び三についてでお答えしたとおり、厚生労働省から都道府県等に対して、「積極的疫学調査」の重点化の検討等を依頼し、都道府県等においてこれらを踏まえた適切な対応が行われているものと考えているところであり、感染症法第十五条第二項の規定に基づく質問又は調査を行うことは考えていない。

令和三年一月十九日提出
質問 第五号

「勝負の三週間」に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

「勝負の三週間」に関する質問主意書

十一月二十六日の記者会見で西村国務大臣は「この三週間が勝負だ」と発言された。

一 三週間の根拠は何か。

二 この勝負はどのような勝ちでどのような負けなのか。

三 結果としてこの勝負の三週間には勝ったと認識しているか、負けたと認識しているか。また、そのように認識する理由はなにか。右質問する。

内閣衆質二〇四第五号

令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員岡本充功君提出「勝負の三週間」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出「勝負の三週間」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の記者会見における西村国務大臣の「勝負」との発言は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止における重要な局面であるとの趣旨で述べたものであり、お尋ねの「三週間の根拠」については、令和二年十一月二十五日の新型コロナウイルス等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）の「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」において「年末年始を穏やかに過ごすためにも、この三週間に集中して、都道府県は、政府と連携し、ステイジⅢ相当の対策が必要となる地域においては早期に強い措置を講じる」よう、政府に対して提言が行われたことを受けたものである。

二及び三について

令和二年十一月二十五日の分科会の「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」において「この三週間の対策の効果を新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード及び分科会で評価し、万が一効果が不十分であった場合には更なる対策を行う必要がある」とされ、また、同年十二月十一日の分科会の「今後の感染の状況を踏まえた対応について

の分科会から政府への提言」において「これまでの分科会からの提言を踏まえ、特にステイジⅢ相当の対策が必要となる地域においては、短期間に現在の感染拡大を沈静化させるために、強い対策が行われている。そうした対策によって感染拡大が沈静化に向かうか否か等、対策の効果の見通しは、各都道府県におけるこの強い対策の期日である十二月中旬頃を目途に分析・判断する必要がある。」とされており、その後の取組方策として、「シナリオに関わらず共通して実施すべき施策」並びに「（シナリオ）感染減少地域」、「（シナリオ）感染高止まり地域」及び「（シナリオ）感染拡大継続地域」ごとに実施すべき施策が示された。

その後、同月二十三日の分科会の「現在直面する三つの課題」において「勝負の三週間」が終わり、シナリオ一になった地域がある一方で、シナリオ二あるいは三になった地域があります。」との評価が行われたところであり、政府としては、その評価を受け、地域ごとに異なる感染状況やその動向等に応じて、地方公共団体とも連携しつつ、分科会からシナリオ一に示された実施すべき施策を踏まえて、必要な対策を講じたところである。

令和三年一月十九日提出
質問 第六号

カーボンニュートラルに矛盾する容量市場に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

カーボンニュートラルに矛盾する容量市場に関する質問主意書
すべての電気事業者に加入義務のある経済産業省の認可法人「電力広域的運営推進機関（以後、「OCCCTO」）は、二〇二〇年九月十四日に、二〇二四年度分の容量市場メインオークション約定結果を発表した。

約定総容量（全国）は一億六千七百六十九万キロワット（kW）で、約定価格は一kWあたり一万四千三百七十七円、総額は約一兆六千億円で、落札した応募者は四年後の電力を供給することになっている。

その翌十月二十六日の所信表明演説で菅義偉首相は、二〇五〇年までのカーボンニュートラルの実現を宣言したが、この応札と落札結果はカーボンニュートラルとは矛盾するため、以下質問する。

一 OCCCTOが進める「容量市場」は、発送電分離が進んできた米国および欧州などで、安定供給のための予備力を維持・新設するために導入されてきた仕組みである「容量メカニズム」の一類型である。

そもそも、容量メカニズムが不要であるとして、発電量（kW）を取引する市場（以後、「エネルギーのみ市場」）を中心に対応している米国テキサス州、カリフォルニア州などの例もある。

1 政府は、容量メカニズムを導入せず、エネルギーのみ市場で対応する利点と欠点をどのように考えるか。

2 政府は、エネルギーのみ市場による対応と容量市場導入との比較検討は行ったのか。行ったとすれば、その結果をどのように評価したのか。行っていないのであれば、改めて行うべきではないか。

二 容量メカニズムを導入する場合でも、さまざまな種類の仕組みがある。例えば、ドイツのように、容量市場よりも経済合理的かつ再生可能エネルギーの導入に有利という理由から、緊急時のための予備的な発電施設の容量を、最大需要の五％を上限に戦略的に確保して、通常は稼働を停止しておく仕組みを導入した例もある。

1 日本の電力市場には特殊性があり、旧一般電気事業者が分社化されたが、いわば旧自社内で発電と小売りが取引をし、それが電力供

給の八割超を占めている。この特殊性に鑑みると、ほぼ最大需要の発電施設容量を対象にする集中型の容量市場は公平性を欠いているため適切ではないのではないかと。

2 政府は、ドイツ型の戦略的予備力を導入する利点と欠点をどのように考えるか。現行制度と戦略的予備力との比較検討は行ったのか。行ったとすれば、その結果をどのように評価したのか。行っていないのであれば、改めて行うべきではないか。

三 二〇二四年度分の約定結果を見ると、応札容量は、石炭、LNG、石油など火力発電所が約七十五％を占めている。これでは、菅首相のカーボンニュートラル宣言は絵に書いた餅である。

1 脱炭素化の動きを鈍化させる性質が明らかとなった容量市場をどのような仕組みに見直すとしても、欧州連合やイギリスのように炭素規制基準を課すべきではないか。

2 政府は、炭素規制基準を導入する利点と欠点をどのように考えるか。

四 容量市場は電気事業法第二十八条の四に基づいて設立されたOCCCTOが、第二十八条の四十一に基づく「業務規程」で定めて開設したものである。この業務規程は、資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課によれば、二〇一九年三月四月に意見募集を行ったのち、OCCCTOの総会での決議、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取を経て、同年七月一日付けで経済産業大臣の認可を受けたものだという。

1 経済産業大臣の認可は一年半前のものであり、菅首相のカーボンニュートラル宣言にはそぐわないことが明確になった今、直ちに直しが必要ではないか。

2 OCCCTOが業務規程で定める容量市場が、政府方針と矛盾した結果を出した際に、政府はどのような権限で、何を根拠にどのような容量市場を統制するのか。

3 現行制度では、「容量市場」という文言は直接的にはいかなる法令にも位置づけられていない。炭素規制基準を設ける上では、容量市場が法令に位置づけがないことは致命的な制度的欠陥ではないか。

五 二〇二四年度分の約定結果を見ると、火力、原子力を含む「安定電源」と区分される電源が九割以上を占めている。政府が目指す再生可能エネルギー主力電源化の大宗は、自然変動電源である太陽光発電と風力発電であり、長期固定電源である原発の発電容量を確保するための維持管理費を折り込むことは、再生可能エネルギー主力電源化に反するのではないか。

六 応札容量のうち「安定電源」に区分された原子力発電は全国で四・二％だった。これは、原子力発電事業者自らが、原子力発電を、将来の電力の安定供給には寄与しないと判断したとも考えられるが、政府の見解を明らかにされたい。

七 二〇二四年度分の約定結果を見ると、応札結果については発電方式別に集計・公表が行われているが、落札結果については「安定電源」、「変動電源（単独）」、「変動電源（アグリゲート）」、「発動指令電源」の四区分にまとめているが、集計・公表を行っていない。

1 個別発電所ごとの情報は、応札結果でも落札結果でも明らかにしていないが、このような不透明な公表の仕方では、市場の健全性と公正性が保てない。最終的にコストを負担することになる電力消費者への説明責任の観点から問題ではないか。事業者名、発電所名、電源種別および容量等を公表すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

2 OCCTOは二〇二四年度分の約定結果資料で「容量市場の在り方等に関する検討会」において、市場競争の状況の検証のため、事業者の経営情報（個別電源の応札価格など）の扱いや個社情報（特定されないようにすること等に留意した集計方法）をとりつつ、オーク

ション結果の集計・公表を行うこととされた」と説明しているが、「個社情報が特定されることで、誰にどのような不利益があるのか。その不利益は市場の透明性よりも尊重されるものなのか。政府の見解を問う。

八 エネルギー政策においては省エネルギー・節電・エネルギー効率化（以後、「省エネ」）が最優先されるべきである。

1 容量市場の約定総容量（全国）一億六千七百六十九万キロワット（kW）について、政府は省エネの観点からどのように評価しているか。

2 OCCTOは約定総容量の前提となる電力需要を計算する際に、「発動指令電源」に区分した需要側応答（DR）以外の省エネをどのように考慮し、それ以上の省エネはなぜできないところを答えられたい。

3 各地域でエネルギー需給は異なっている。OCCTOは一般送配電事業者に対する融通指示、発電事業者及び小売電気事業者に対する発電に関する指示、地域間連系線の増強工事や運用容量拡大、蓄電池の導入などを、電力需要を精査する上で、どのように考慮したのか、政府の把握するところを答えられたい。

九 再生可能エネルギーを含め安定供給のために採用できるすべての手法等を精査した後、欧州連合やイギリスのように炭素規制基準を課した上で、ドイツ型の戦略的予備力を参考に、異常気象など緊急時以外の平時は石炭火力を停止する制度とすることによるような不都合があるか、政府の見解を明らかにされたい。

十 経産省の「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ」第一回（二〇二〇年七月二十九日）資料五によれば、OCCTOについては「組織の決定の

多くは理事会で行われることが多く、その決定権をもつ理事には特に中立性が求められる」としている。

しかし、OCCTOの理事会役員七名のうち三名は発電・送電・小売事業者出身理事で、事務局職員百六十六名のうち九十八名、約六割も旧一般電気事業者と電源開発株式会社からの出向者が占めている。

1 この陣容は、利益相反が生じるのではないかと疑わざるを得ず、是正が必要と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

2 OCCTOの業務規程を認可した経済産業大臣は、旧一般電力事業者に有利な火力発電の維持更新に大きく寄与する結果となったことに鑑み、OCCTOの陣容および容量市場について、抜本的な見直しをする必要があるのではないかと右質問する。

内閣衆質二〇四第六号

令和三年一月二十九日

衆議院議長 大島 理森殿 菅 義偉

衆議院議員阿部知子君提出カーボンニュートラルに矛盾する容量市場に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員阿部知子君提出カーボンニュートラルに矛盾する容量市場に関する質問に対する答弁書

一及び二について
海外の様々な制度を比較し、政府において十分な検討を行った結果、国全体として必要となる供給力を市場を通じて効率的に確保する観点から、お尋ねの「容量市場」に係る現行の制度を導入することとした。
米国のテキサス州などととられている、エネ

ルギー市場のみで対応する手法については、いづどのような電力価格の高騰が起こるのか予想ができず、発電事業者の投資回収の予見可能性が十分に確保できないという問題がある。また、ドイツなどでとられている、戦略的予備力を確保するという手法については、国全体が必要とする供給力を確保するものではなく、緊急時に不足すると見込まれる容量の電源を廃止させずに確保するための制度であると考えられる。

我が国で導入された「容量市場」は、あらゆる発電所を公平に扱っており、御指摘の「特異性」を考慮しても、公平性を欠くものとは考えていない。

三及び四の1について

お尋ねの「容量市場」については、オークションを通じて供給力を確実に確保する制度であるが、令和二年七月に実施した第一回オークションの結果を踏まえ、同年十月に菅内閣総理大臣が行った、二千五十年までにカーボンニュートラルの実現を目指すという宣言との整合性確保の方策を含め、現在、制度の見直しを行っている。

四の2及び3について

お尋ねの「容量市場」については、現在、制度の見直しを行っている。また、経済産業大臣は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十八条の五十一の規定に基づき、電力広域的運営推進機関に対し、監督上必要な命令を行うことができる。

五及び六について

お尋ねの「容量市場」は、オークションの開催から四年後の電力の安定供給に必要な供給力を確実に確保するための制度であり、再生可能エネルギーの主力電源化に反するものではない。また、御指摘の二〇二四年度分の約定結果は、「容量市場」の制度の趣旨を踏まえ、電力広

域的運営推進機関が主催するオークションで発電事業者が適切に応札した結果を反映したものであると承知している。

七について

お尋ねの「オークション結果」については、「容量市場」の制度の透明性を確保し、入札結果に対する関係事業者等の理解と納得を得るため、できる限り公表していくことは重要である一方、個別の発電所ごとの結果を広く公表した場合、発電事業者の競争上の利益を損なう可能性があると認識している。なお、情報公開の在り方については、制度の透明性及び信頼性確保の必要性や、事業者の利益保護の観点から、現在、更なる検討を行っている。

八について

お尋ねの「容量市場の約定総容量」について、「省エネの観点からどのように評価しているか」の趣旨が必ずしも明らかではないが、電力広域的運営推進機関が、容量市場オークションの基礎となる電力需要を計算するに当たり、一般送配電事業者からのヒアリング等を通じ、省エネルギーの取組についても考慮しているものと認識している。

九について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、次回の「容量市場」のオークションに向けて、現在、制度の見直しの検討を行っているところである。

十について

電力広域的運営推進機関の役職員については、利益相反防止の観点から、業務遂行上、特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動その他の差別的な取扱いをしてはならないといった行動規範を遵守することが、電力広域的運営推進機関の定款及び業務規程において定められており、現在の電力広域的運営推進機関の役職員の構成を見直す必要はないと考えている。

なお、「容量市場」に係る制度については、現在、次回のオークションに向けて、見直しの検討を行っているところである。

令和三年一月十九日提出
質 問 第 七 号

福島県沖の洋上風力発電が不採算に終わったことに関する質問主意書

提出者 阿部 知子

福島県沖の洋上風力発電が不採算に終わったことに関する質問主意書

経済産業省は、約六百億円を投じて福島県沖に設置した浮体式洋上風力発電施設を、不採算を理由に、二〇二一年度に約五十億円を費やして全て撤去することを明らかにした。非常に残念であるが、その背景は洋上風力発電を拡大するための知見として広く共有されるべきである。そこで以下、質問する。

一 この「福島浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業」は、経済産業省の委託事業である。

1 何を実証研究させることが目的の事業だったのか。

2 採算を取ることは洋上風力発電の拡大に重要なことであるが、採算を取ることは事業目的に含まれていたのか。

3 約六百億円で三基の浮体式洋上風力発電施設が設置されていたが、三基を設置することは委託者が決めたことか、受託者が決めたことか。

4 実証研究事業の委託期間は何年の予定で、期間の終了後の施設の扱いについて、事業開始前にはどのような取決めがあったのか。

二 「福島浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業」を受託したのは、丸紅株式会社、東京大学、三菱商事株式会社、三菱重工株式会社、ジャパンマリニユナイテッド株式会社、三井造船株式会社、新日鐵住金株式会社、株式会社日立製作所、古河電気工業株式会社、清水建設株式会社及びみずほ情報総研株式会社からなる「福島洋上風力コンソーシアム」である。

1 構成各社は、それぞれどのような役割分担を行ってきたのか、経産省の承知しているところを明らかにされたい。

2 委託者である経産省は、コンソーシアムおよびコンソーシアム構成各社に、採算が取れなかった理由を個々に尋ねたか。

3 経産省は、結果的に採算が取れない事業となった理由をどのように分析しているのか。

三 受託者はウェブサイトで「世界初となる浮体式洋上風力発電所を実現するため福島県沖で浮体式洋上風力発電システムの実証研究を行い、安全性・信頼性・経済性を明らかにします」と経済性も謳っていたが、結果として、国民の血税約六百五十億円がコンソーシアムの収益事業になっただけで終わったと言わざるを得ない。

1 受託者の創意工夫を呼び起こし、有効なビジネスモデルを構築させるためには、このような実証研究事業で採算が取れなかった場合に、受託者に責任を負わせることを委託前に考えるべきではないか。

2 成否を問わない実証研究事業に血税を浪費しないようにするために、政府は委託事業の在り方を見直していくべきではないか。

右質問する。

内閣衆質二〇四第七号
令和三年一月二十九日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議員阿部知子君提出福島県沖の洋上風力発電が不採算に終わったことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阿部知子君提出福島県沖の洋上風力発電が不採算に終わったことに関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

お尋ねの「採算を取る」との意味するところが必ずしも明らかではないが、「福島県沖の浮体式洋上風力発電システムの実証研究事業」(以下「本実証事業」という)は、浮体式洋上風力発電所の安全性、信頼性及び経済性を明らかにすること等を目的とした事業であり、収益を上げることが目的とした事業ではない。

一の3について

お尋ねの「三基を設置することは委託者が決めたことか、受託者が決めたことか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本実証事業において設置する設備の規模等については、本実証事業を受託している事業者からの提案を受け、外部有識者による審査委員会において適当と評価されたことを受け、経済産業省において決定したものである。

一の4について

本実証事業の委託契約は単年度契約を基本としており事業の終了時期に関する定めはないが、令和二年度末で終了することを予定していた。また、本実証事業において設置した設備の事業終了後の取扱いについては、委託契約等において、具体的に決定しているわけではない。

二の1について

本実証事業の開始時においては、主に、丸紅株式会社、浮体式洋上風力発電所の維持管理手法の開発、国立大学法人東京大学が気象等の観測・予測技術等の開発、三菱商事株式会社が環境影響調査等の実施、三菱重工株式会社、株式会社アイ・エイチ・アイ・マリニユナイテッ

ド、三井造船株式会社、新日本製鐵株式会社及び株式会社日立製作所が係留等の浮体式洋上風力発電設備等の開発、古河電気工業株式会社が送電技術等の開発、清水建設株式会社が浮体式洋上風力発電設備の施工技術等の開発、みずほ情報総研株式会社が国内外の浮体式洋上風力発電に関する基礎情報の収集や本実証事業に関する報告書の取りまとめ等を担当していたと認識している。

二の2について

お尋ねの「採算が取れなかった理由」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本実証事業に係る事業者等とは、事業の進捗管理の一環として、本実証事業の安全性、信頼性、経済性等について必要に応じ議論を行っている。

二の3について

お尋ねの「採算が取れない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、浮体式洋上風力発電事業の経済性には、発電設備の稼働率、維持管理費用等が影響するものと考えられる。ただし、現在、本実証事業は継続中であり、今後、最終的な成果の検証等を行うこととしている。

三について

一般的に、委託事業においては、効果的かつ効率的に事業を実施するため、その状況等について政府が確認を行っている。また、その事業の目的や性質に応じて、受託者が実施する業務の範囲を明確化することとしている。なお、本実証事業は、浮体式洋上風力発電所の安全性、信頼性及び経済性を明らかにすること等を目的とした事業であり、収益を上げることが目的とした事業ではない。

令和三年一月十九日提出
質問 第八号

一人につき十万円の特別定額給付金を再給付することに関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

一人につき十万円の特別定額給付金を再給付することに関する質問主意書

世界銀行が二〇二一年一月五日に発表した経済見通しでは、同年の日本の成長率が二・五％と、二〇二〇年のマイナス五・三％の半分も取り戻せないと予測されている。

その後の二〇二一年一月七日に二度目の緊急事態宣言が発出され、同年一月十三日時点で対象地域が十一の都府県と定められているが、人の動きを抑える施策が長引くと予想される以上、景気の減速は避けられず、下振れリスクが高い状況下にある。

こうした中、すべての人に十万円を給付した特別定額給付金は、経済にプラスの影響があり、家電を中心に個人消費が伸びて、消費者マインドが持ち直された傾向があった。

総務省の家計調査においては、二〇二〇年六月分及び七月分の「家庭用耐久財」や「教養娯楽用耐久財」への支出が前年同月に比べて伸びており、特別定額給付金による一定の効果があつたと考えるが、政府としては、特別定額給付金を給付したことによって、経済、国民生活にどのような効果があつたと考えているのか、政府の所見を伺いたい。

二 新型コロナウイルス感染症の影響による倒産件数や生活保護申請者数などに関して、特別定額給付金の一律給付を実施していなければ、状況が悪化していただろうと述べる有識者がいるが、そもそも論として政府は、特別定額給付金施策は経済の下支えや国民生活に寄与し、成功したと考えているのか、それとも何らかの理由

で上手くいかなかったと考えているのか、政府の所見を伺いたい。

三 報道によれば、米国政府は、新型コロナウイルス感染症に関する家計支援として、二〇二〇年三月に、一人当たり最大千二百ドル(二〇二〇年三月の実績値一ドル百六・七三円で計算(以下同じ方法で計算)すると、日本円換算で約十二万八千円)の現金給付を行い、同年十二月にも一人当たり最大六百ドル(約六万四千円)の現金給付を行ったとされている。これに加え、ジョー・バイデン米次期大統領は、一人当たり千四百ドル(約十四万九千円)の現金給付を行うこととしており、これらを合計すると、一人当たり最大三千二百ドル(約三十四万一千円)の現金給付が行われることとなる。また、ジョー・バイデン米次期大統領は、国民への現金給付を含む新型コロナウイルスの感染拡大に対する一兆九千億ドル(約二百一兆七千八百七十億円)規模の追加景気刺激策を発表した際に、「危機的状況下で人々が深く苦しんでいるのは明白であり、ぐずぐずしている暇はない」国内の労働者や家計にしっかりと焦点を当てて、今、大胆かつ賢明な投資を行えば、国内経済を強化し、不平等を解消し、国の財政はかつてないほど持続可能な方向に向かう」と述べたとされており、新型コロナウイルスの感染拡大で打撃を受けた米国内の経済を回復させるため、積極的に財政出動を行い、迅速に対処する必要があると強調したとされている。

ジョー・バイデン米次期大統領の発言は、国民を想うリーダーの姿として大変共感するものであり、こうした米国における経済対策は、日本においても参考になる事例であると考えられるが、日本政府としては、米国における一人当たり合計三千二百ドル(約三十四万一千円)の現金給付を行う施策について、どのような考察を行っているのか、答弁を差し控えることなく、

明瞭明快にご所見をお答え頂きたい。

四 二〇二〇年四月二十日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、一人につき十万円の特別定額給付金の給付を決定した時の施策目的として、「新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちをもち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという困難を克服しなければならぬ。このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととし、一律に一人当たり十万円の給付を行う。」ということが掲げられている。

また、麻生太郎副総理兼財務大臣は、同年十月十六日の閣議後記者会見にて「特別定額給付金というのは、緊急事態宣言を全国に拡大したという状況を踏まえて簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計の支援を行って、我々が連帯して困難を乗り越えていくためのものというのがあつたときの、特別定額給付金を出したときの大前提です。」と発言している。

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、あらゆる政府の対策が後手後手だと非難を浴びる中において、政府から新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出され、二〇二一年一月十九日時点での対象地域が十一の都府県と定められた現下において、日本の総人口約一億二千七百万人中の五十五％に当たる約七千万人に影響を与えている状況を鑑みれば、まさにその大前提が整った状況であると考えられる。

こうした観点から、新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の下、生活

の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人の接触を最大限削減する必要がある現下において、医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならぬと考えられるので、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うべく、一律に一人当たり十萬円の給付を先手先手で再給付すべきと考えるが如何か。政府の見解を伺いたい。右質問する。

内閣衆質二〇四第八号
令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中谷一馬君提出一人につき十萬円の特別定額給付金を再給付することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中谷一馬君提出一人につき十萬円の特別定額給付金を再給付することに関する質問に対する答弁書

一及び二について

特別定額給付金による経済や国民生活への効果については、先の答弁書（令和二年十月二日内閣衆質二〇二第二号）についてでお答えしたとおり、特別定額給付金が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和二年四月二十日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）の一連の施策の一つであり、特別定額給付金以外にも様々な施策を講じていることに加え、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の解除による経済や国民生活への影響も生じていた中で、特別定額給付金の効果のみを抽出することは技術的な困難を伴うと考えられる。なお、御指摘

の総務省の家計調査においては、令和二年六月分及び七月分の「家庭用耐久財」や「教養娯楽用耐久財」への支出が前年同月に比べて伸びており、特別定額給付金による一定の効果があつた可能性も示唆される。

三について

米国政府がこれまで新型コロナウイルス感染症に関する家計支援として一人当たり最大千八百ドルの給付を行ったこと及びバイデン次期米大統領（当時）が令和三年一月十四日に発表した一兆九千億ドル規模の景気対策案において一人当たり千四百ドルの給付が含まれていることは承知しているが、他国の経済政策について、日本政府としてコメントする立場にない。

四について

特別定額給付金については、緊急経済対策において、「新型コロナウイルス等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人の接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならぬ。このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととし、一律に、一人当たり十萬円の給付を行う。こととしたことを受けて、令和二年度一般会計補正予算（第一号）において必要な予算を計上したものである。

令和三年一月七日に「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を行い、緊急事態措置を実施していることにより影響を受ける方々については、雇用や暮らしを守るための必要な対策をしっかりと講じることとしており、特別定額給付金を、再度給付することは考えていない。

令和三年一月二十日提出
質問 第九号

新型コロナウイルス変異株の水際対策とPCR検査の徹底に関する質問主意書

提出者 宮川 伸

新型コロナウイルス変異株の水際対策とPCR検査の徹底に関する質問主意書

日本では新型コロナウイルス感染症の第三波が猛威をふるっている中、イギリスや南アフリカ等で感染力が高い変異株が流行している。昨年四月に流行したヨーロッパ型変異株は、空港での水際対策に失敗し、国内に流入してしまった。その時の経験を活かして、今回のイギリス型や南アフリカ型の変異株（以下、新変異株という）の国内流入は何としても止めなければならない。しかし、既に国内でこれらの新変異株の陽性者が確認されている。その中には海外渡航歴のない人も含まれており、今回も水際対策に不備があつた可能性が考えられる。

この間の政府のPCR検査に対する対応は不十分である。昨年三月三日に野党各党からPCR検査強化に関する議員立法が提出されて以来、繰り返しPCR検査の強化に関する申し入れを行っている。例えば「感染者が多数発生している地域の高齢者施設等に勤務する者は、当該施設で感染者がいけない場合であっても、行政検査としてPCR検査を受けることができる」とは、実際には希望があつても検査が出来ていないのが実態である。

水際対策の改善およびPCR検査充実のため、以下質問する。

一 感染力の高い恐れのある新変異株の存在を政府が認識したのはいつか。
二 新変異株に対する水際対策として、いつ、何をしたか。また、それらの対応は適当であつたか。

三 イギリスから帰国後、新型コロナウイルスに感染していたことが判明した東京都在住の三十代男性が、十四日間の健康観察中に飲食店で十人と会食をしたと報道されている事例について

1 会食は個室だったのか。個室でない場合、十人以外の客は濃厚接触者とはならないのか。飲食店の従業員は行政検査としてPCR検査を受けたのか。

2 当該男性及び会食をした十人のうち、濃厚接触者として陽性となつた二十代の男女二名の計三名に家族等の同居者は存在するのか。存在する場合、これらの人は行政検査としてPCR検査を受けたのか。

3 この事例で濃厚接触者に特定された人は合計何人か。このような場合は広くPCR検査を行うべきだと思うが、濃厚接触者およびPCR検査対象者の判断に厚生労働省は関係したのか。関係している場合、その範囲は適当だったと考えているか。

4 静岡県で海外渡航歴のない方から新変異株の陽性者が確認されたが、これらの方々の感染経路はどのようなものか。右記の東京都在住の三十代男性との関係はあるのか。

四 新変異株で市中感染していた場合、感染率が高まっているので、対策の再検討が必要と思われる。市中感染の状態を調査する必要があると考えるが、その予定はあるか。ある場合は、その時期と内容をご説明頂きたい。右質問する。

内閣衆質二〇四第九号

令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮川伸君提出新型コロナウイルス変異株の水際対策とPCR検査の徹底に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮川伸君提出新型コロナウイルス
変異株の水際対策とPCR検査の徹底に
関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「新変異株の存在を政府が認識した」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和二年十二月十九日（現地時間）に、英国政府が、従来よりも感染しやすい可能性のある変異した新型コロナウイルス（以下「変異株」という）が英国における新型コロナウイルス感染症の感染を拡大させた可能性があること等を発表したことについては、遅くとも同月二十日までには把握している。

二について

お尋ねの変異株が確認された国及び地域からの入国者等に対する水際対策については、令和二年十二月二十三日に英国からの、同月二十五日に南アフリカ共和国からの新規入国を認める措置の一時停止等の実施、同月二十六日に、全ての国及び地域からの新規入国を認める措置並びに全ての国及び地域への短期出張からの帰国時及び再入国時において十四日間の待機の緩和を認める措置の一時停止等の実施、令和三年一月八日に、全ての国及び地域からの入国者に対する出国前七十二時間以内に実施した新型コロナウイルス感染症に係る検査証明の提出の要求及び入国時の同感染症に係る検査の実施等の対策の実施、同月十三日に、いわゆる「ビジネストラック」及び「レジデンストラック」の運用の一時停止の実施等を行っており、政府としては、国内外の感染状況等を見極めつつ、必要な水際対策を着実に講じているものと考えている。

三の1から3までについて

御指摘の事例の主な事実関係については、厚生労働省のホームページにおいて公表している

令和三年二月一日 衆議院会議録第六号 議長報告

「新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について」とのことであり、「この事例で濃厚接触者に特定された人は合計何人か」とのお尋ねについては、合計で十人であると承知しており、また、「濃厚接触者およびPCR検査対象者の判断に厚生労働省は関係したのか。関係している場合、その範囲は適当だったと考えられているか」とのお尋ねについては、御指摘の事例に係る積極的疫学調査は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十五条の規定に基づき、所轄の保健所において適切に行われているものと認識しており、その際、厚生労働省においては、必要な技術的助言を行っている。

その他のお尋ねについては、御指摘の事例における濃厚接触者が既に特定されており、また、個人の特定につながるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

三の4について

御指摘の静岡県事例の主な事実関係については、厚生労働省のホームページにおいて公表している「新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について」とのことであり、感染経路の詳細等については、現在、静岡県等において必要な調査が行われているものと承知している。

四について

御指摘の「市中感染の状態を調査する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、新型コロナウイルス感染症に係る検査の結果が陽性であることが判明した国内の検体について、迅速に遺伝子の解析が行われるよう、国立感染症研究所の体制の整備を行ったところであり、引き続き、変異株に係る国内の監視体制の強化に努めてまいりたい。

令和三年一月二十日提出
質問 第一〇号

アビガンの承認に関する質問主意書

提出者 松原 仁

アビガンの承認に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）パンデミックの収束の見通しが立たない中、我が国では令和二年末から感染が急拡大している。そのような中、同感染症治療薬として期待されている抗ウイルス薬アビガン（一般名：ファビピラビル）の申請を、厚生労働省の薬事食品衛生審議会医薬品第二部会は十二月二十一日、同感染症の治療薬としての承認を見送り、継続審議とした。確かに、医薬品の承認は、過去何度となく発生した薬害問題のことを考えれば、慎重に行われるべきである。一方で、新型コロナウイルスの感染爆発の現状においては、過去にとらわれない迅速な行動が政府に求められており、治療薬の承認の面でも同様である。そもそも、アビガンは、新型コロナウイルスエンザイムに対する抗インフルエンザウイルス薬として承認されている。そして、初期胚の致死及び催奇形性という危険性の確認もなされている。そのため、アビガンについては、同感染症への有効性の有無が同部会での承認の可否を決することになるとされている。

今回、継続審議という結果となったのは、アビガンの臨床研究を行っている藤田医科大学が、令和二年七月十日に「ファビピラビル（アビガン）特定臨床研究の最終報告について」と題する文書において、「統計的有意差には達しませんでした」という結論が出されたことが影響していると考えられる。もっとも、同研究責任医師の同大学医学部感染症科の土井洋平教授は、サンプルサイズを拡大すれば有意差が得られる水準であったとし、アビガンが有効である可能性がある旨発言している。

昨年五月、六月は、同感染症の第一波がちょうど

ど落ち着いてきた時期で治療の対象となる感染者が少なくなっていた時期であった。現在は感染爆発の状況にあり、同感染症の感染者の数も、第一波、第二波と比較にならないほど増えている。そこで、次のとおり質問する。

一 安倍晋三前首相は、令和二年五月四日の会見で、アビガンについて同月中の承認を目指す考えも表明していたが、アビガンの承認の可否が未だ決していない。政府として、アビガンの承認の可否を判断するだけの十分なサンプルサイズ獲得に協力するなど、アビガンの承認の有無を早期に決するよう支援しているか。

二 前項において、現政府として、アビガンの承認の可否を決する時期としていつ頃を予定しているか。

三 前項において、現政府が予定時期を決している場合、第一項の支援その他の政府支援として、どのような支援を行っているか。また、予定時期を決していないとしたら、それはどのような理由からか。

右質問する。

内閣衆質二〇四第一〇号

令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松原仁君提出アビガンの承認に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出アビガンの承認に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「アビガン」とはアビガン錠二百ミリグラムを指すものと考えられるが、アビガン錠二百ミリグラムの医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百四十五号）第十四条第十三項の規定による承認事項の一部変更承認（以下「一部変

第三十一条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認めるときは、その都道府県行計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設(第四項において「医療施設」という。)であつて都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条、次条及び第四十九条において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行ふこととすることができる。

3 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条第一項及び第二項の規定は、臨時の医

療施設については、適用しない。この場合において、都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

4 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第百十号)第七十七條第一項、第三項及び第四項の規定は都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について、建築基準法第八十七條の三第一項本文、第三項及び第四項の規定は都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の医療施設として使用する場合における当該臨時の医療施設について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十五条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、同法第八十七條の三第三項において同じ。」とあるのは「都道府県の区域」と、同項及び同法第八十七條の三第一項中「その災害が発生した日から一月以内」とあるのは「同法第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間」と、同項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、「非常災害区域等」とあるのは「都道府県の区域」と、景観法第七十七條第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第一項の規定により同

項に規定する政府対策本部が設置された」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「都道府県の区域」と、「その災害が発生した日から一月以内」とあるのは「同法第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間」と読み替えるものとする。

5 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。

6 都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第七條第一項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で都道府県の区域内において診療所を開設したものが、第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間における患者等に対する医療の提供を行うことを目的として、同法第七條第二項の規定による許可を受けなければならない事項の変更をしようとする場合については、当該医療の提供を行う期間(六月以内の期間に限る。)に限り、同項の規定は、適用しない。

7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事(診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)に当該変更の内容を届け出なければならない。

(臨時の医療施設を開設するための土地等の使用)

第三十一条の三 都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資(以下この条、第四十九条及び第七十二条第

三項において「土地等」という。)を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置

(新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等)

第三十一条の四 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。)が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

一 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間

二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域

三 当該事態の概要

2 前項第一号に掲げる期間は、六月を超えてはならない。

3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等の発生の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、更に六月を超えない範囲内において当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をするものとする。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長し

ようとするときも、同様とする。

4 政府対策本部長は、第一項の規定による公示をした後、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施する必要があることと認めるときは、速やかに、同項に規定する事態が終了した旨を公示するものとする。

5 政府対策本部長は、第一項又は第三項の規定による公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

6 都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る第一項、第三項又は第四項の規定による公示を行うよう要請することができる。

(政府対策本部長の指示)

第三十一条の五 政府対策本部長は、前条第一項に規定する事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要限度において、都道府県(その区域の全部又は一部が前条第一項第二号に掲げる区域内にある都道府県に限る。以下この章において同じ。)の知事(以下この章において「都道府県知事」という。)に対し、必要な指示をすることができ、この場合においては、第二十条第三項及び第四項の規定を準用する。

(感染を防止するための協力要請等)

第三十一条の六 都道府県知事は、第三十一条の四第一項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第二号に掲げる区域(以下この条において「重点区域」という。)における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要

政機関の長に対し、資料の提出、意見の表

明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第七十条の十 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十一条第一項中「第四十九条第二項」を「第四十九条」に改める。

第七十二条第五項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「特定都道府県」を「都道府県」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「特定都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「特定都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、「長は、」の下に「第三十一条の三若しくは」を加え、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

都道府県知事は、第三十一条の六第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定による要請を受けた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事は、第四十五条第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第二項の規定による要請を受けた施設管理者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該要請に係る施設若しくは当該施設管理者等の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ

ることができる。

第七十三条中「第四十八条第七項」を「第三十一条の二第七項」に改める。

第七十六条中「搬出した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第七十七条中「第七十二条第一項」を「第七十二条第三項」に、「第二項」を「第四項」に改め、「した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

本則に次の三条を加える。

第七十九条 第四十五条第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第八十条 第三十一条の六第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の過料に処する。

第八十一条 第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則第一条の二を削る。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二章 費用負担(第五十七条―第六十三条)」を「第十三章 感染症及び病原体等に関する調査及び研究(第五十六条の三十九―第六十三条)」に、「第十三章」を「第十四章」に、「第十五章」に改める。

第六条第三項第六号中「新型インフルエンザ」

等感染症」の下に「(第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症及び同項第四号に掲げる再興型新型コロナウイルス感染症を除く。第六項第一号及び第二十三項第一号において同じ。)」を加え、同条第七項に次の二号を加える。

三 新型インフルエンザ感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなった新型コロナウイルスを病原体とする感染症であつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものをいう。)

四 再興型インフルエンザ感染症(かつて世界的規模で流行した新型コロナウイルスを病原体とする感染症であつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

第七条第一項中「第十二章及び第十三章」を「第十三章及び第十四章」に改める。

第九条第三項中「五年」を「六年」に改める。

第十二条第一項中「都道府県知事の下に」(保健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等」という。))にあつては、その長。以下この章(次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第九項を除く。))において同じ。を加え、同条第三項中「その管轄する区域外に居住する」を「次の各号に掲げる」に、「その者の居住地を管轄する都道府県知事」を「当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

令和三年二月一日 衆議院会議録第六号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一 その管轄する区域外に居住する者 当該者の居住地を管轄する都道府県知事(その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事)

二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

第十二条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「及び第三項」を「から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 前二項の規定は、保健所設置市等の長が第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事(次項各号において「管轄都道府県知事」という。))と、前項第一号及び第二号中「その管轄する」とあるのは「管轄都道府県知事の管轄する」と、同号中「保健所設置市等の長」とあるのは「当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長」と読み替えるものとする。

5 第一項又は第二項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。))の場合において、これらの規定による届出、報告又は通報(以下この項において「届出等」という。))をすべき者が、当該届出等に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、自ら及び当該届出等を受けるべき者(第一項の場合にあっては、最寄りの保健所長を含む。))が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。))を利用して同一の情報閲覧するこ

とができる状態に置く措置を講じたときは、当該届出等をしたものとみなす。

第十三条第四項中「その管轄する区域外において飼育されていた」を「次の各号に掲げる」に、「動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事を」各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その管轄する区域外において飼育されていた動物 当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事（その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その場所を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内において飼育されていた動物 当該動物が飼育されていた場所を管轄する保健所設置市等の長

第十三条第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に、「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前二項の規定は、保健所設置市等の長が第一項又は第二項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事（次項各号において「管轄都道府県知事」という。）と、前項第一号及び第二号中「その管轄する」とあるのは「管轄都道府県知事の管轄する」と、同号中「保健所設置市等の長」とあるのは「当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長」と読み替えるものとする。

6 前条第五項の規定は、第一項並びに第三項及び第四項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の場合について準用する。

第十四条中第五項を第六項とし、第四項を第

五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第十二条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「報告又は通報」とあるのは「又は報告」と、「者第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む。」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第十四条の二中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第十二条第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告又は通報（以下この項において「届出等」という。）とあるのは「報告」と、「当該届出等」とあるのは「当該報告」と、「（第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む。）とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第十五条第十二項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項を第十三項とし、同条第十項を第十二項とし、同条第八項中「都道府県知事」の下に「及び保健所設置市等の長（次項において「都道府県知事等」という。）を、「厚生労働大臣」の下に「（保健所設置市等の長にあつては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事）」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合として、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を当該他の都道府県知事等に通報しなければならない。

11 第十二条第五項の規定は、前二項の場合に

ついて準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告」とあるのは「報告」と、「届出等」とあるのは「報告等」と、「者第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む。」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第十五条中第七項を第八項とし、同条第六項中「二類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は」を削り、「よる質問」を「より質問を受け」に改め、「調査」の下に「を求められた者（第七十七条第三号に規定する者を除く。）は、当該質問又は必要な調査」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「前項を」第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、感染症の患者を迅速に見つけることにより、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、感染症の性質、当該都道府県知事の管轄する区域内における感染症の患者の病状又は数、感染症が発生している施設又は業務の種類並びに当該種類ごとの感染症の発生及びまん延の状況並びに感染症を公衆にまん延させるおそれその他の事情を考慮して、前項の規定による求めを行うものとする。

第十五条の二第三項中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。
第十五条の三第四項中「第十五条第七項」を「第十五条第八項」に改める。
第十六条の二の見出しを「（協力の要請等）」に改め、同条中「状況の下に」並びに「病原体等の検査の状況を」、「医療関係者」の下に「又は病原

体等の検査その他の感染症に関する検査を行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関」を加え、同条に次の二項を加える。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による協力の求めを行った場合において、当該協力を求められた者が、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは、同項に定める措置の実施に協力するよう勧告することができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二十二條の二の次に次の一条を加える。
（都道府県知事による調整）

第二十二條の三 都道府県知事は、一類感染症のまん延により当該都道府県知事の管轄する区域の全部又は一部において感染症指定医療機関が不足するおそれがある場合その他当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に対し、第十九条又は第二十条の規定による入院の勧告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整を行うものとする。

第二十六條中「及び新型インフルエンザ等感染症」を削り、「こと若しくは当該感染症を」と又は当該感染症に改め、「又は新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有していないこと」を削り、「若しくは当該感染症を」又は当該感染症に改め、「又は新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有しているかどうか」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。この場合において、第十九条第一項中「患者に」とある

のは「患者・新型コロナウイルス等感染症(病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)の患者にあつては、当該感染症の病状又は当該感染症にかつた場合の病状の程度が重篤化するおそれを勘案して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であつて第四十四条の三第二項の規定による協力の求めに応じないものに限る。」と、同項及び同条第三項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関」と、第二十一条中「移送しなければならぬ」とあるのは「移送することができ」と読み替へるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替へは、政令で定める。

第二十六条の二中「前条」を「前条第一項」に改める。

第三十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県は、前項に定めるもののほか、都道府県知事が第二十六条第二項において読み替へて準用する第十九条若しくは第二十条又は第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者が第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項の規定による協力の求めに応じない者であるときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による負担の全部又は一部をすることを要しない。ただし、当該患者若しくはその配偶者又は民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が第一項の費用の全部又は一部を負担することができないと認め

められるときは、この限りでない。

第四十二条第一項中「(第二十六条を「(第二十六條第一項に改め、同条第二項中「第三十七條第三項」を「第三十七條第四項」に改める。

第四十四条の二第二項中「病原体であるウイルスの血清型及び」を「病原体の」に改める。

第四十四条の三の見出し中「協力を」を「報告又は協力」に改め、同条第一項中「報告を」の下に「求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を」を加え、同条第二項中「新型コロナウイルス等感染症」の下に「(病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。第七項において同じ。)」を加え、「前項の規定により報告を求めた者に對し、同項の規定により定めた期間内において」を「当該感染症の患者に對し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。同項において同じ。若しくは」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第三項中「報告又は」を「報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、前二項の規定により」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項又は第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、市町村の長と連携するよう努めなければならない。

7 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、当該都道府県知事が管轄する区域内における新型コロナウイルス等感染症の患者の病状、数その他当該感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な宿泊施設の確保に努めなければならない。

第四十四条の四第一項中「から第三十三條までの規定並びに第三十四條を削り、」第十二章及び第十三章を「第十三章及び第十四章」に改める。

第四十六条第一項中「、新感染症の所見がある者」の下に「(新感染症(病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)の所見がある者にあつては、当該新感染症の病状又は当該新感染症にかつた場合の病状の程度が重篤化するおそれを勘案して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であつて第五十条の二第二項の規定による協力の求めに応じないものに限る。)」を加える。

第四十八條の二の次に次の一條を加える。

(都道府県知事による調整)

第四十八條の三 都道府県知事は、新感染症のまん延により当該都道府県知事の管轄する区域の全部又は一部において感染症指定医療機関が不足するおそれがある場合その他当該新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に對し、第四十六條の規定による入院の勧告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整を行うものとする。

第五十条の二の見出し中「協力を」を「報告又は協力」に改め、同条第一項中「報告を」の下に「求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を」を加え、同条第二項中「、新感染症の下に」(病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。))を加え、「前項の規定により報告を求めた者に對し、同項の規定により定めた期間内において」を「当該新感染症の所見のある者に對し、当該新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設(当該新感染症のまん延を防止するため適当な

ものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。))若しくは」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第三項中「報告又は」を「報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、前二項の規定により」に改め、同条第四項中「及び第五項を「から第六項まで」に、「規定は、」を「規定は」に、「第二項」を「第一項又は第二項」に改め、「ついで」の下に「、同条第七項の規定は都道府県知事が第二項の規定により協力を求める場合について、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第七項中「新型コロナウイルス等感染症の患者」とあるのは第五十条の二第二項に規定する新感染症の所見がある者」と、「当該感染症」とあるのは「当該新感染症」と、「宿泊施設」とあるのは「同項に規定する宿泊施設」と読み替へるものとする。

第五十一条の二第二項中「、又は」を「若しくは」に、「ときは」を「とき、又は都道府県知事がこの章の規定に違反し、若しくはこの章の規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠つてい場合において、新感染症の発生を予防し、若しくはその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該」に改める。

第五十三条第一項中「第十二章及び第十三章」を「第十三章及び第十四章」に改める。

第五十三条の二第二項中「第十二章」を「第十三章」に改め、同条第二項中「、保健所を設置する市及び特別区」を「及び保健所設置市等」に、「保健所を設置する市又は特別区」を「又は保健所設置市等」に改め、同条第三項中「特別区及び保健所を設置する市」を「保健所設置市等」に改める。

第五十三条の七第一項中「保健所を設置する

市又は特別区」を「保健所設置市等」に、「市長又は区長」を「保健所設置市等の長」に改める。

第五十六条の二第二項中「第七十七条第九号」を「第七十七条第十号」に改める。

第六十八条第一項中「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第六十九条第一項中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同項第一号及び第二号中「者」を「とき」に改める。

第七十条中「輸入した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第七十一条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改める。

第七十二条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第八号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十六条において準用する第十九条第一項若しくは第二十条第一項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この号、次条第二項及び第七十七条において同じ。）及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合（同条第二項の政令により、

同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この号、次条第二項及び第七十七条において同じ。）を含む。）若しくは第四十六条第一項の規定による入院の勧告若しくは第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第二項若しくは第三項若しくは第二十六條において準用する第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第二項若しくは第三項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第四十六条第二項若しくは第三項の規定による入院の措置により入院した者がその入院の期間（第二十条第四項若しくは第二十六条において準用する同項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）又は第四十六条第四項の規定により延長された期間を含む。）中に逃げたとき、又は第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第二項若しくは第十九条第三項若しくは第五項において準用する第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第二項若しくは第三項の規定による入院の措置を実施される者（第二十三条若しくは第二十六条において準用する第二十三条（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）又は第四十九条において準用する第十六条の三第五項の規定による通知を受けた者に限る。）が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかったとき。

第七十三条第二項中「準用される場合（同条第

二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この項及び第七十七条において同じ。）を「準用される場合」に、「（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この項及び第七十七条において同じ。）を」を「に」、「第四十四条の三第一項（を「第四十四条の三第一項若しくは第二項（これらの規定が」に、「第五十条の二第二項（を「第五十条の二第二項若しくは第二項に」、「第四十四条の三第二項第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）若しくは第五十条の二第二項の規定による」を若しくはに改める。

第七十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第五号から第八号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第七十六条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第五号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第七十七条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第十二条第一項（を「医師が第十二条第一項に」、「第四項又は同条第六項（を「第六項又は同条第八項に」、「医師を」を「とき」に改め、同条第二号中「第十三条第一項（を「獣医師が第十三条第一項に」、「同条第五項（を「同条第七項に」、「獣医師を」を「とき」に改め、同条第九号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第五号中「保健所を設置する市及び特別区」を「保健所設置市等」に、「者」を「とき」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「者であつて」を

「場合において、」に、「違反した者」を「違反したとき」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が第十五条第一項若しくは第二項の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）による当該職員の問題に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなくこれらの規定による当該職員の調査（第十五条第三項（同条第五項において準用される場合、第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による求めを除く。）を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

第七十九条中「第七十二条まで」を「第七十一条まで、第七十二条（第一号を除く。）に」、「第七十七条第八号若しくは第九号」を「第七十七条第九号若しくは第十号」に改める。

第十四章を第十五章とする。

第六十三条の二「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の規定によるほか、都道府県知事がこの法律若しくはこの法律に基づく政令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠つて、いる場合において、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う地方自治法（昭和二十

二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(第六十五条及び第六十五条の二において「第一号法定受託事務」という。)に関し必要な指示をすることができる。

第六十四条の見出しを「(保健所設置市等)」に改め、同条第一項中「保健所を設置する市又は特別区」を「保健所設置市等」に、「第三章」を「第四章」に、「第十四条第一項及び第五項、第十四条の二第一項及び第七項、」を「第二十二條の三、」に改め、「(結核指定医療機関に係る部分を除く。)」の下に、「第四十四条の三第七項、第五十條の二第四項において準用する場合を含む。」、第四十八條の三を加え、「市長又は「区長」を「保健所設置市等の長」に、「市」又は「区」を「保健所設置市等」に改める。

第六十四条の二中「前条」を「第三章(第十二条第二項及び第十三条、第十三条第三項及び第十四条、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第九項を除く。次条第二項において同じ。)」及び「前条」に改め、「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第六十五条第一項中「保健所を設置する市又は特別区」を「保健所設置市等」に改め、「(地方自治法第二条第九項第一号に規定する)」及び「(次項及び次条において「第一号法定受託事務」という。)」を削り、同条第二項中「保健所を設置する市又は特別区の長が」を「保健所設置市等の長が、第三章又は」に改める。

第六十五条の二中「第十二条第四項、同条第五項を「第十二条第六項、同条第七項」に改め、「及び第三項」の下に「同条第七項において準用する同条第四項において準用する同条第三項及び第三項」を加え、「第十六条並びに第十六条の二を並びに第十六条に、「から第三項まで」を「第二項及び第七項に、「及び第五項並びに」を「から第六項まで並びに」に、「保健所を設置する市又は特別区」を「又は保健所設置市等」に改める。

置市等」に改める。

第十三章を第十四章とする。

第五十八條第一号中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

第十二章を第十三章とし、第十一章の次に次の一章を加える。

第十二章 感染症及び病原体等に関する調査及び研究

第五十六條の三十九 国は、第十五條の規定に基づく調査の結果その他のこの法律に基づく調査、届出その他の行為により保有することとなつた情報を活用しつつ、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる感染症の発病の機構及び感染性の診断及び治療の方法並びに病原体等に関する調査及び研究を推進するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する調査及び研究の成果を適切な方法により感染症の発病の機構及び感染性、感染症にかかった場合の病状並びに感染症の診断及び治療の方法並びに病原体等に関する調査及び研究を行う者、医師その他の関係者に対して積極的に提供するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究並びに前項の規定による当該調査及び研究の成果の提供に係る事務を国立研究開発法人国立国際医療研究センターその他の機関に委託することができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項に規定する調査及び研究の成果を提供するに当たっては、個人情報保護の保護に留意しなければならない。

(検査法の一部改正)

第三条 検査法(昭和二十六年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項中「前条第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同号」を「それぞれ同条第一

号又は第二号」に改める。

第十四条第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二条第二号に掲げる感染症の患者又は当該感染症の病原体に感染したおそれのある者に対し、当該感染症の感染の防止に必要な報告又は協力を求めること。

第十四条第二項中「第三号」を「第四号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第十六条第二項中「又は宿泊施設の下に」(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三第二項に規定する宿泊施設をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。」を加える。

第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(感染を防止するための報告又は協力)

第十六條の二 第十四条第一項第三号の規定による求めは、第二条第二号に掲げる感染症の患者については、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることにより行う。

2 第十四条第一項第三号の規定による求めは、第二条第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることにより行う。

3 第一項の規定により報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。前二項の規定により協力

を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

4 第一項の規定による協力の求めに応じない患者に対する第十五条第一項の規定の適用については、同項中「委託して行う。」とあるのは「委託し、又は宿泊施設(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三第二項に規定する宿泊施設をいう。第二号において同じ。))の管理者の同意を得て当該宿泊施設内に収容して行う。」と、同項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「同じ。」とあるのは「同じ。」又は「宿泊施設とする。」

第三十二条第一項中「左に」を「次に」に、「政令の」を「政令で」に改め、同項第一号中「第十四条第一項第三号、第四号又は第六号」を「第十四条第一項第四号、第五号又は第七号」に改める。

第三十四条の二第三項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」を「第十四条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号まで」に改める。

第三十五条中「二」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改める。

第三十六条中「二」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第四号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第五号中「第十四条第一項第一号から第三号まで、第六号又は第七号」を「第十四条第一項第一号、第二号、第四号、第七号又は第八号」に、「者」を「とき」に改め、同条第六号中「第十四条第一項第五号」を「第十四条第一項第六号」に、「者」を「とき」に改め、同条第七号から第十一号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第三十七条中「二」を「いずれかに」に改め、

「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をしたを加え、同条第一号から第七号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第三十八条中「一」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をしたを加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中新型コロナウイルス等対策特別措置法目次の改正規定(第六章 雑則(第七十一条―第七十五条)を「第五章の二」新型コロナウイルス等対策特別措置法(第七十一条―第七十五条)に策推進会議第七十条の二―第七十条の七)に改める部分に限る。)、同法第六条第五項の改正規定、同法第十八条第四項の改正規定及び同法第五章の次に一章を加える改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

(新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に新型コロナウイルス等対策特別措置法第六条第一項に規定する政府行動計画、同法第七条第一項に規定する都道府県行動計画、同法第八条第一項に規定する市町村行動計画及び同法第九条第一項に規定する業務計画(以下この項において「行動計画等」という。)に定められている第一条の規定による改正前の新型コロナウイルス等対策特別措置法(以下「旧特措法」という。附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する事項(同条第三項の規定により行動計画等に定められているものとみなされた事項を含む。))は、第一条の規定による改正後の新型コロナウイルス等対策特別措置法(以下「新特措法」という。))第二条第一号に規定する新型コロナウイルス

等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

2 旧特措法附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る同条第二項の規定により読み替えられた旧特措法第十四条の規定により行われた報告は、新特措法第十四条の規定により行われた報告とみなす。

3 この法律の施行の際現に設置されている旧特措法第十五条第一項に規定する政府対策本部は、新特措法第十五条第一項の規定により設置されているものとみなす。

4 この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)前に旧特措法第三十二条第一項の規定によりされた同項に規定する新型コロナウイルス等緊急事態宣言(当該新型コロナウイルス等緊急事態宣言について、施行日前に同条第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる期間が延長され、又は同項第二号に掲げる区域が変更された場合を含む、施行日前に同条第五項の規定により同項に規定する新型コロナウイルス等緊急事態解除宣言がされた場合を除く。次項において単に「新型コロナウイルス等緊急事態宣言」という。)は、新特措法第三十二条第一項の規定によりされたものとみなす。

5 前項の規定により新特措法第三十二条第一項の規定によりされたものとみなされる新型コロナウイルス等緊急事態宣言のうち、施行日前に旧特措法第三十二条第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる期間が延長されたものについての新特措法第三十二条第四項の延長する期間の算定については、施行日前に旧特措法第三十二条第三項の規定による当該延長が行われる前の同条第一項第一号に掲げる期間の最終日の翌日から起算するものとする。

6 第一項から第四項までに規定するもののほか、施行日前に実施された旧特措法第十八条第

一項の規定による基本的対処方針の策定又は変更、旧特措法第四十五条第一項又は第二項の規定による要請その他の旧特措法により実施された措置で、新特措法中相当する規定があるものは、新特措法により実施されたものとみなす。

7 新特措法第四十五条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条第二項の規定による要請(前項の規定により新特措法により実施されたものとみなされるものを除く。)について適用する。

8 施行日前に生じた事由に係る旧特措法第六十九条の規定による国、都道府県及び市町村の負担については、なお従前の例による。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第七十二条第一号の規定は、施行日以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による入院の勧告若しくは入院の措置により入院する者又は施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者(施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受けた者に限る。)について適用する。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の項中「第十二条第四項、同条第五項」を「第十二条第六項、同条第七項」に改め、「及び第三項」の下に、「同条第七項において準用する同条

第四項において準用する同条第二項及び第三項」を加え、「第十六条並びに第十六条の二」を「並びに第十六条に、「から第三項まで」を「第二項及び第七項に、「及び第五項並びに」を「から第六項まで並びに」に、「保健所を設置する市又は特別区」を「又は保健所設置市等」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第六条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条第三十号中「臨時の医療施設における医療の提供並びに」を削り、「係る」の下に「臨時の医療施設における医療の提供、」を加える。

(地方税法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一条)附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第五十九条第一項

二 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第二条

三 令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和二年法律第二十七号)第三項第一号

四 令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和二年法律第五十五号)第三項第一号

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部改正)

第八条 新型コロナウイルス感染症等の影響に対

第四項において準用する同条第二項及び第三項」を加え、「第十六条並びに第十六条の二」を「並びに第十六条に、「から第三項まで」を「第二項及び第七項に、「及び第五項並びに」を「から第六項まで並びに」に、「保健所を設置する市又は特別区」を「又は保健所設置市等」に改める。

第二条中「新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

附則第三条第一項の表新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の項中「第二条第四号イ」を「第二条第五号イ」に改める。

現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、当該感染症に係る対策の推進を図るため、営業時間の変更の要請等と内容とする新型コロナウイルスエンザ等まん延防止等重点措置を創設し、併せて新型コロナウイルスエンザ等緊急事態措置において施設の使用制限等の要請に応じない者に対する

命令を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において新型コロナウイルス等感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨

本案は、現下の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、当該感染症に係る対策の推進を図るため、営業時間の変更の要請等を内容とする新型コロナウイルスエンザ等まん延防止等重点措置を創設し、併せて新型コロナウイルスエンザ等緊急事態措置において施設の使用制限等の要請に応じない者に対する命令を可能とするともに、新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）において新型コロナウイルスエンザ等感染症と位置付け、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 新型コロナウイルス等緊急事態に至る前から、都道府県知事が、事業者の営業時間の変更等の実効的な感染症対策を講ずることができるようにするため、新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置を創設すること。また、事業者が正当な理由なく営業時間の変更等の要請に従わない場合には、当該要請に係る措置を命令することができるとし、当該命令に従わない場合には過料に処すること。

2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言区域の都道府県知事は、施設管理者等が正当な理由なく施設の使用制限等の要請に従わない場合には、当該要請に係る措置を命令することができるとし、当該命令に従わない場合には過料に処すること。

3 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及びそのまん延防止に関する措置の影響を受けた事業者を支援するために、財政上の

4 新型コロナウイルス感染症を、感染症法における新型インフルエンザ等感染症として位置付けること。

厚生労働大臣及び地方公共団体間の情報連携、電磁的な方法による届出等について、必要な規定を整備すること。

厚生労働大臣及び都道府県知事等は、緊急の必要があると認めるときは、医療関係者又は病原体等の検査等を行う民間事業者等に対

し必要な協力を求めるとともに、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは、協力するよう勧告するとともに、従わなかった場合は、その旨を公表することができる」と。

都道府県知事等は、新型コロナウイルス感染症の患者等に対し、宿泊療養又は自宅療養に関する必要な協力を求めることができること。また、検疫所長は、宿泊療養又は自宅療養その他の感染防止に必要な協力を求めることができること。

○ 新型コロナウイルス等感染症の患者等が積極的疫学調査に応じない場合の罰則を設けること。

9 新型インフルエンザ等感染症の患者等に係る入院措置について、入院先から逃げた場合又は正当な理由がなく応じない場合の罰則を設けること。

10 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

本案は、現下の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、当該感染症に係る対策の推進を図るため、営業時間の変更の要請等を内容とする新型インフルエンザ等まん延防止等重点

に応じない者に対する命令を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症法において新型コロナウイルスエンザ等感染症と位置付け、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずるもので、おおむね妥当なものと認めるが、緊急事態宣言時及びまん延防止等重点措置時の命令に違反した場合における過料の額の引下げに係る修正、入院の措置等に係る罰則の修正、積極的疫学調査に係る罰則等の修正、医療関係者等に対する協力の要請に係る規定の修正等を行う必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和三年二月一日

衆議院議長 大島 理森殿

内閣委員長 木原 誠一

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正)

第一条（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条を第三十一条の三」に
第四章 新型コロナウイルス等緊急事態措置
を「第三章の二 新型コロナウイルス等まん延
第四章 新型コロナウイルス等緊急事態措
置等重点措置（第三十一条の四—第三十一条

の六」に、「第六章 雑則（第七十一条—第七十五条）」を「第五章の二 新型インフルエンザ等第六章 雑則（第七十一条—第七十五条）」と改題した。

令和三年二月一日 衆議院会議録第六号 新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

対策推進会議(第七十条の二)第七十条の十」に、「第七十八条を「第八十一条」に改める。

本則に次の三条を加える。

第七十九条 第四十五条第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第八十条 第三十一条の六第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十一条の六第三項の規定による命令に違反したとき。

二 第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第八十一条 第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合は、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二章 費用負担(第五十七条、第六十三条)」を「第十三章 感染症及び病原体等に関する調査及び研究(第五十六条の三、第六十三条)」に改める。

九 「第十三章」を「第十四章」に、「第十四章」を「第十五章」に改める。

第十二条第一項中「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等」という。)にあっては、その長。以下この章(次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第九項を除く。)において同じ。」を加え、同条第三項中「その管轄する区域外に居住する」を「次の各号に掲げる」に、「その者の居住地を管轄する都道府県知事」を当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その管轄する区域外に居住する者 当該者の居住地を管轄する都道府県知事(その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事)

二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

第十五条第十二項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項を第十三項とし、第九項を第十二項とし、同条第八項中「都道府県知事」の下に「及び保健所設置市等の長(次項において「都道府県知事等」という。))」を、「厚生労働大臣」の下に「(保健所設置市等の長にあっては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事)」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合として、厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を当該他の都道府県知事等に通報しななければならない。

第十二条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「届出、報告」とあるのは「報告」と、「届出等」とあるのは「報告等」と、「第一項の場合にあっては、最寄りの保健所長を含む。」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第十五条第七項を第八項とし、同条第六項中二類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルス等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は、」を削り、「よる質問をより質問を受け」に改め、「調査」の下に「を求められた者(第七十七条第三号に規定する者を除く。))」は、当該質問又は必要な調査を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を第六項とし、同条第四項中「前項を第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

都道府県知事又は厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルス等感染症の患者又は新感染症の所見がある者(以下この項において「特定患者等」という。)が第一項又は第二項の規定による当該職員の間又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない場合において、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、その特定患者等に対し、当該質問又は必要な調査(第六項において準用される場合、第七条第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合、同条第二項の政令により、同条第一項の期間が延長される場合を含む。)及び第五十三条の規定に基づく政令によつて適用される場合、同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。)を含む。)を含む。)を含む。)の規定による求めを除く。)に必ずしも従うことができない。

前項の命令は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかつた場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

都道府県知事又は厚生労働大臣は、第八項の命令をする場合には、同時に、当該命令を受ける者に対し、当該命令をする理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで命令をすべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。

都道府県知事又は厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、第八項の命令の後相当の期間内に、当該命令を受けた者に対し、前項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

都道府県知事は、感染症の患者を迅速に発見することにより、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、感染症の性質、当該都道府県知事の管轄する区域内における感染症の患者の病状又は数、感染症が発生している施設又は業務の種類並びに当該種類ごとの感染症の発生及びまん延の状況並びに感染症を公衆にまん延させるおそれその他の事情を考慮して、前項の規定による求めを行うものとする。

第十五条の二第三項中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。

第十五条の三第四項中「第十五条第七項」を「第十五条第八項」に改める。

第十六条の二の見出しを「(協力の要請等)」に改め、同条中「状況」の下に「並びに病原体等の検査の状況」を、〇「医療関係者」の下に「又は病原体等の検査その他の感染症に関する検査を行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関」を加え、同条に次の二項を加える。

〇「医療関係者」の下に「並びに病原体等の検査その他の感染症に関する検査を行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関」を加え、同条に次の二項を加える。

二九

三條第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合を

含む。又は第四十六條第四項の規定により延長された期間を含む。中に逃れたとき又は第十九條第三項若しくは第五項、第二十條第二項若しくは第三項若しくは第二十六條において準用する第十九條第三項若しくは第五項若しくは第二十條第二項若しくは第三項若しくは第四十六條第二項若しくは第三項の規定による入院の措置を実施される者(第二十三條若しくは第二十六條において準用する第二十三條これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。又は第四十九條において準用する第十六條の第三項の規定による通知を受けた者に限る。が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかったときは、五十万円以下の過料に処する。

第六十一條 第十五條第八項の規定(第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)による命令を受けた者が、第十五條第一項若しくは第二項の規定(これらの規定が第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。)による当該職員に對して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなくこれらの規定による当該職員の調査(第十五條第三項(同條第六項において準用される場合、第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三條第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。))の規定による求めを除く。)を拒み、妨げ若しくは忌避したときは、三十万円以下の過料に処する。

第十四章を第十五章とする。
第六十四條の二(「前條」を「第三章(第十二條第二項及び第三項、第十三條第三項及び第四項、第十四條第一項及び第六項、第十四條の二第一項及び第八項並びに第十五條第九項を除く。次條第二項において同じ。))及び前條」に改め、「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

附則

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三條 第二條の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十五條第八項の規定は、施行日以後に行われる同條第一項又は第二項の規定による当該職員の質問又は必要な調査に對して正当な理由がなく協力しない

特定患者等(同條第八項に規定する特定患者等をいう。)について適用する。

2 第二條の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第七十二條第一号の規定は、施行日以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による入院の勧告若しくは入院の措置により入院する者又は施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者(施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受けた者に限る。))について適用する。

(別紙)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 まん延防止等重点措置を公示する際に満たすべき要件について、新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言したステージⅣからⅥ、六つの指標及び目安との関係などを含め、あらかじめ客観的な基準を示すこと。

二 まん延防止等重点措置の公示については、あらかじめ学識経験者の意見を聴いた上で行うこととし、国会への旨及び必要な事項について速やかに報告すること。また、まん延防止等重点措置の公示期間の延長、区域変更、又は解除についても同様とすること。

三 まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言等」という。))について、都道府県知事からの要請を受けた場合は、当該要請を最大限尊重し、速やかに検討するとともに、要請に応じない場合は、当該要請を行った都道府県知事に對し、その旨及びその理由を示すこと。また、緊急事態宣言等の延長、区域変更、又は解除についても同様とすること。

四 まん延防止等重点措置の実施に当たっては、

緊急事態措置以上に、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとする。また、「まん延を防止するために必要な措置」とは、主として営業時間の変更及びみだりに出入りしないことの要請であり、営業時間の変更を超えた休業要請、イベントなどによる施設の使用停止、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。))第四十五條第一項と同様の全面的な外出自粛要請等を含めないこと。

五 まん延防止等重点措置においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限とすることについて、緊急事態措置における場合より一層配慮すること。また、適用できない「正当な理由」が認められる場合を、具体的なケースを含めガイドラインで明確に示すこと。

六 緊急事態措置における命令及び過料を適用できない「正当な理由」が認められる場合を、具体的なケースを含めガイドラインで明確に示すこと。

七 まん延防止等重点措置又は緊急事態措置(以下「緊急事態措置等」という。))に係る要請・命令の公表は、感染拡大防止の観点から逆効果になったり、誹謗中傷行為等が起きたりしないよう、その影響に配慮すること。

八 緊急事態措置等に係る立入検査の実施に当たっては、原則として立入先の同意を得て行うこととし、同意が得られない場合も物理力の行使等は行わないこと。

九 罰則・過料の適用に当たっては、国民の自由と権利が不当に侵害されることのないよう、慎重に運用すること。さらに、不服申立てその他救済の権利を保障すること。

十 入院拒否等に対する過料の適用については、現場で円滑に運用がなされるよう、その手順などを分かりやすく示すとともに、適用についての具体例など、適用の適否の判断材料をできる限り明確に示すこと。また、宿泊施設や居室の場合も含め、本人、その子供や高齢者などの生

活維持に配慮するとともに、必要な対応を行うこと。

十一 積極的疫学調査の拒否等に対する過料の適用については、PCR等の検査拒否につながるおそれや保健所の対応能力も踏まえ、慎重に行うこととし、現場で円滑に運用がなされるよう、その手順などを分かりやすく示すとともに、適用についての具体例など、適用の適否の判断材料をできる限り明確に示すこと。

十二 国及び地方自治体は、かつてハンセン病や後天性免疫不全症候群等の患者等に対するいじめ、差別や偏見が存在したことを重く受け止めて、国民は何人に対しても不当な差別的取扱い等を行ってはならないことを明確にし、悪質な差別的取扱い等を行った者には法的責任が問われ得ること等も含めて周知するとともに、不当な差別的取扱い等を受けた者に対する相談支援体制の整備など、万全の措置を講ずること。

十三 特措法第六十三條の二に基づく「必要な財政上の措置その他の必要な措置」は、同法第二十四條第九項、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る要請に応じた事業者に対しては、行うものとする。また、これらの要請に伴う支援については、要請に応じたこと、要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮し、要請に十分な理解を得られるようにするため、必要な支援となるよう努めること。

十四 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により所得が減少している国民及び協力事業者以外も含めた事業者に対し、生活及び事業継続等が可能となるよう万全の財政・金融政策を講ずること。

十五 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う自殺が増加していることから、地方自治体と連携し、自殺の原因となり得る事由に對した効果的な対策を講ずること。

十六 国及び都道府県は、感染者のための病床等

を確保するため、地方自治体及び医療機関等との連携や協力に応じる医療機関への費用、収入等経営状況を踏まえた財政的な支援など必要な措置を講ずること。また、都道府県知事が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに特措法第二十四条及び第三十一条に基づき必要な要請等を行えるものと解釈すること。さらに、正当な理由がなく勧告に従わない場合の医療関係者等の公表は、医療機関等の事情も考慮し、慎重に行うこと。

十七 国、都道府県、保健所設置市等の間の情報連携の強化に当たっては、患者等のプライバシーが侵害されることのないよう、個人情報等の利用及び関係者による閲覧を必要最小限とすること。また、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)の入力作業の効率化に向けたシステム更改等、負担軽減のための措置を講ずること。

十八 医療機関、介護施設、障害者支援施設等の職員等に対する検査を徹底するとともに、エッセンシャルワーカーを含め社会経済活動のための検査が受けやすくなるよう、検査体制の強化に努めるとともに環境整備を進めること。

十九 約二週間ごとに変異する新型コロナウイルスに対して、現在流行している変異株を把握し対処するため、ゲノム分子疫学調査(全ゲノムシーケンシング)の実施頻度を高め、速やかに公表すること。また、我が国における対策に大きな影響を及ぼし得る新型コロナウイルスの変異株の更なる市中感染拡大を防止するため、遺伝子解析等を実施する検体数の増加、変異株を特定できる技術の確立と普及の促進等、変異株の感染拡大防止に万全を期すこと。さらに、検疫官増員、検査機器充実等の体制強化、感染防止対策が施された移動手段の拡充の支援等水際対策を徹底すること。

二十 感染症研究に係る国の機関の人員及び予算の十分な確保を含め、その体制を強化すること。

と。また、地方衛生研究所については、新型コロナウイルス感染症対策における位置付けを明確化し、国立感染症研究所及び保健所との連携を強化すること。

二十一 新型コロナウイルスに係るワクチン接種を迅速かつ円滑に実施できるよう、副反応情報、審議会の議事録の速やかな公表など安全性及び有効性その他の接種の判断に必要な情報を徹底して公表するとともに、住民票の住所地域以外に住む者(例えば、単身赴任者や学生等)が当該地域でもワクチン接種ができるようにすること。また、地方自治体の接種体制整備に対し人材や財政措置を含む国による最大限の支援を行うこと。

二十二 まん延防止等重点措置が設けられること等により、地方自治体においても行動計画の見直し等の対応が必要となることから、特措法の運用指針等を速やかに定め、公表するとともに、運用・解釈に関する地方自治体からの質問に対して迅速かつ誠実に回答すること。

二十三 国及び都道府県は、これまでの検査、保健所、医療提供体制の問題点を検証の上、今後の計画的な整備を図ること。

二十四 新型コロナウイルス等の感染拡大に伴う諸課題の共有・解決に向け、与野党に対して必要な情報提供を適時、適切に行うとともに、与野党の意見を尊重して感染症対策の実施に当たること。

二十五 新型コロナウイルス等の感染拡大により緊急事態宣言等の決定に至り得る場合においては、会議録等の経過記録及び科学的根拠となるデータの保存に万全を期し、国民への説明責任を果たすとともに、海外の関係機関との情報共有を行い、今後の感染症対策のために活用できるようにすること。

二十六 令和二年五月の緊急事態解除宣言の時期の妥当性など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する政府のこれまでの対応について、今後の政府の対応に活用するために、第三者的立場から、客観的、科学的に検証し、その結果を公表すること。

二十七 今次法改正の実施状況を検証するとともに、前項の検証結果も合わせ、法制度面も含め必要な見直しを行うこと。

明治三十五年三月十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	二二円